

平成23年6月13日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 川 原 源 弘 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年6月13日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 林 真敏	1. 伝統（伝承）文化の継承について 2. 町有財産の維持・管理について 3. 課内の配置について
2	1番 原田 希	1. 東日本大震災について 2. 機構改革について 3. 子育て支援について 4. 町民との対話について
3	2番 寺崎 太彦	1. 財政改革について 2. 地域振興について 3. 学校教育について
4	8番 吉富 隆	1. 町づくりについて町長の考えを問う
5	3番 橋本 重雄	1. 予算編成について 2. 公民館長について 3. 安全安心な町づくり 4. おたっしゃ館の運営について 5. 上峰町を活気ある町にするには

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1．一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番林眞敏君よりお願いをいたします。

○5番（林 眞敏君）

皆さんおはようございます。

3月議会質問をさせていただきました自主防災、あるいは地域の防災組織のことにつきましては、先般私も防災士として1週間前、区長定例会で若干ながら申し述べて、町の理解も少しずついただいているのかなと思っている次第でございます。

本日は、若干観点を交えて、町の伝承文化、この継承についてでございます。

町は第三次総合計画に基づき着実に人口がふえています。県内でも唯一のところであるということで、非常に喜んでいる次第でございます。それに伴い県外、上峰町外からの転入者、これがほとんどであろうと思っております。これに伴い、町の文化、これの継承に危機感を持っていると、私は考えているところでございます。もう1個は、文化財の保護、維持、これも全く同意義でございます。

質問の第2、町有財産の維持・管理について。

公園の維持管理、これについては魅力あるものになっているか。2、形骸化していないか。3、ソフト面にも力を注ぐ必要があるのではないかという点でございます。

質問第3、課内の配置について。

私は、転入して以来、疑問に思ってきたことの一つでございます。課長の定位置は現在のままでいいと思うか。管理職は課内を指導できているか。3、課員の職務遂行意欲をそいでいるのではないかという点でございます。

この大項目3、小項目8について、執行部の答弁をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、伝統文化の継承について、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

おはようございます。先ほどの5番議員、林議員さんの御質問に私のほうから、まず1番目の伝統文化の継承についてということで、人口増に伴い伝統文化継承に危機感はないかという御質問のほうにお答えしていきたいと思っております。

まず、伝統文化の継承について、人口増に伴う危機感ということですが、実際、私も肌で感じております。人口増加だけがその理由じゃないと考えております。

町内の伝統文化財につきましては、現在、議員各位も御承知のとおり、佐賀県の重要無形民俗文化財に指定されております前牟田地区の米多浮立、それから江迎から隣のみやき町の

西宮の浮立、稚児舞が有名ですが、そのほかにも町内では古くからの伝統行事ということで、ほんげんぎょうとかモグラ打ち、童相撲などのいろいろな伝統的な年中行事が行われております。

議員の御指摘にありましたとおり、このような伝統行事ですが、上峰村史、昭和54年に発行されました上峰村史にはまだたくさんの伝統行事が紹介されております。その中でも、残念ながら途絶えてしまった行事、それから行われていても、その形を少しずつ変えていつている行事が多いということも現状でございます。

古くから受け継がれてきた、このような行事の多くは、当時、まだ純農村でありました本町のあり方といいますか、を反映しておりまして、農業を主な生業としてきた生活の中で生まれて、地域社会と深く結びつきはぐくまれて今日まで受け継がれてきたものです。近年、今日のように生活の主体が第1次産業から第2次産業、第3次産業のほうに重点的に移行しておりまして、社会自体の環境が大きく変わっていることも事実でございます。その中で、これらの伝統行事のあり方が、残念ながら時代とともに変化していくということは、ある意味では仕方がないことではないかと考えられます。

しかし、そういった伝統行事を残していくということも、まず一方では大変意義のあることだと考えます。各地の伝統行事が途絶えていつたりする大きな要因は、先ほど議員の御指摘にもありましたけれども、人の移動ですね、それから、この近年叫ばれております少子化による後継者の不足などの社会の全般の変化によるものが多いと考えられます。

そういったものの、しかしながら、地域の振興には、その地域で暮らす人たちの一人一人が、自分が生まれ育ったり、あるいは生活している土地に誇りや愛着を持って地域の中で暮らしていくということも大切なことかと考えております。そのためには、先人たちが地域の中で受け継いできた地域特有の文化を正しく理解していただいて、それをまたはぐくんでいただくということが必要不可欠ではないかと考えております。

このような地域の貴重な遺産である文化財を保護して後世に伝えていくという意義が、議員御指摘のようにこの点にあるのではないかと考えております。まず、1番目の①の御質問のお答えです。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

文化課長は、非常に危惧を持っておられると聞きました。私も全く同意見でございます。町の人口は、第三次計画1万人、ほぼ計画どおり行っていると思っても間違いのないと思います。ただ、第三次計画の中で、まず一番基本となっているのが、豊かな自然、人と文化の息づく町と、この非常にすばらしいキャッチフレーズであります。人と文化の息づく町、文化が息づかなくては、町としてはだんだん衰えていく。歴史にもありますとおり、文化が失っていくところは、歴史も失っていく、それによって、皆さんの心、人々の心もだんだん失っ

ていくというのが歴史上の事実です。

今、この第三次総合計画を開いてみましたけれども、77ページに載っておりました。上峰には文化とって、文化協会がある。文化協会は何しているかという、歌、踊り、囲碁、将棋、こういう面をかなり重視しているように書いてあります。当然、地域の文化も語ってあります。ここであえて言う必要もないかと思えますけれども、文化とは何かと、囲碁、将棋、踊り、これは文化というよりも芸能というほうにメインが置かれているのではないかと。文化とは何か、人間が長い間、歴史の中で築き上げてきた有形、無形の財産であると、こういうぐあいになっておりますけれども、このあたりをもう少し、今、文化課長は、確かに担当課長として危惧を感じておられると思います。今のままでは、これは本当に消えていく文化にあると、私は思っております。

米多の浮立、これについても、過去、私は平成4年に上峰に転入してまいりました。このころは、余り町の文化という面には興味を持っていなかったといったらおかしいですけども、公務員として奉職しておりましたので、そちらに向く目がありませんでした。今は向く目を持っております。特に私は県外からの転入者、山口県でございましてけれども、やはりよそからここに来れば、ここがよく見えます。やはり比較するものを、自然の中で培ってきました。やはり上峰にも非常にすばらしい文化があります。例えば、上峰は昔から集落の連合体であったと聞いております。各地区にはそれぞれお宮様を持って、それを主体に信仰し、文化をはぐくんでまいりました。文化課長も当然やられておるだろうと思えますけれども、地域のおばあちゃん、特に語り部等はよきものを持っておられるんじゃないかと思えます。このあたりをもう少し、町全体としてとらえていっていただきたい。町が栄えることは非常に結構ですけども、その栄える半面、文化はだんだんと喪失をしていくということについて、もう少し文化を大切にするという心を持っていただきたい、このように思います。そこらについてはどのように考えておられるか、答弁をお願いしたいと思えます。

○文化課長（原田大介君）

それでは、先ほどの議員の御指摘の文化をもっと大切にすべきではないかということに、どういう考え方でいるかということですが、これはちょっと2番の御質問の趣旨にもかかわってまいりますので、それも含めたところで答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほどの議員の、文化財をもっと大切にすべきだという、保護、維持についての取り組みということにもかかわってまいります。文化財の伝承につきましては、地域の方々の尽力によるところが一番多いと考えております。行政はそのお手伝いをさせていただいているということで、私は毎日仕事をさせていただいています。

米多浮立や西宮浮立につきましても、それぞれ保存会が結成されまして、役員の方を中心になられて、世話人、それから地元の方々、出演なさる方もそうですし、保存、継承活動を一生懸命行っておられます。町では、この保存会の活動に対しまして、御承知のとおり補助

を行ったりして、事業の保護、継承に努めております。

それから、新しく転入されてきて町民となられた方につきましては、町の住民課の窓口のほうで転入手続をされる際に、私どものほうでつくりました文化財関係のパンフレット、たくさんはございませんが、史跡巡りのマップとか、米多浮立のパンフレット等をお配りして、こういうのがありますというPRをさせてもらっています。

特に文化財というと、わからないとか、とっつきにくいとかいう印象が強うございます。そういったイメージがありますので、今後は町のホームページなどを活用して、より皆さんに文化財の関心を持っていただけるように、さらなる広報、啓発活動に努めていきたいと考えております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

これは町長にお伺いしたいところでございます。

次は第四次、町の総合計画を、もう既に策定かかっているか、あるいはどの程度まで行っているか承知しておりませんが、町の文化という面をもう少し強烈に推し進めていただきたい。今の第三次計画によりますと、もちろん地域文化ということは載っております。しかし、よく中身を見てみると、まだまだ芸能とか、そういう面がかなり強烈に推されているように感じるところです。町の文化、一たん失うと、なかなかこれは戻ってまいりません。ぜひともこの点を、第四次総合計画立案のもとには、人と文化が息づく町、これを再生させていただきたいと思っております。

第三次総合計画から第四次、これに移るときには、やはりそこには町としての考え方、これをしっかりと息づかせていただきたいと思っております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

おはようございます。5番林眞敏議員のお尋ねでございますが、お尋ねといたしますより、指摘なのかもしれませんが、文化ということで、文化協会の皆様方を初め、いろいろな将棋を初め、伝統のある文化活動を営んでいただいております。文字通りの意味ですけれども、いわゆる文化・伝統というものは、歴史的に伝承された物質文化、人や出来事などの思考や行為の様式を意味するものだと調べてまいりました。

また、広義に解すれば、過去から伝えられた文化的な遺産、伝統、私は将棋やその他、囲碁等のそうした、いわゆる芸能と林議員が言われる部分も文化におさまる、包含されるものではなかろうかと思っております。

通常、このような文化遺産は社会が急速に変わっていく、あるいは大量に変化する、そして異文化に遭遇したりする際に、二様の評価を受けるのではないかと思います。古い文化遺産を望ましいとする立場と、旧来の様式を陋習した後、発展を阻害するものとして退ける立

場からの評価、この2つに分かれるのではなかろうかと思っております。

ほかに、一般にほかと比較して、旧来の様式がすぐれていると信じられているものを伝統と呼ぶことが多いわけで、進歩や発展が望ましいとされる時代というか、そういうときにおいては、伝統は過去の無知の産物、進歩の障害物と見なされる傾向が強いというふうに記されてもいます。

しかし、このような進歩の主張は、逆に伝統の発展を促すことも少なくないわけでありまして、伝統の担い手に伝統をよりよきものに精錬したいという願いがあれば、古い遺産の中からより進化のある文化が生まれるということもあるのではないかと考えています。

そういう意味で、時代の変化とともに文化というものは変わっていく。私どもができることといえば、過去の文化を見つめ直して、また、復活させることも、その一つのやり方でしょうし、今ある上峰町が抱える文化財、先ほど課長が申しましたように、前傘田地区の米多浮立初め、江迎の西宮浮立、ほかにはほんげんぎょう、モグラ打ち、童相撲などなど、上峰村史で議員御承知のとおり紹介されているさまざまな文化活動がございます。こうしたものを引き続き継承していき、そして我々も次の世代に対し、伝承者として伝達する役割を担っていく必要があるのではなかろうかと考えております。

今後ともそういう視点で文化活動には取り組んでいきたいと思っておりますし、今後のまちづくりの計画においても、そういう視点を盛り込んでいきたいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

ぜひともお願いをしたいと思います。今まで町は文化というものを大切にしつつ来たわけですが、ここ数年は機関車のごとく走っていかねばいけない、また、走らなければ町の体をなさないという時代がありました。今、もうその時代は日本それぞれの各地においても、機関車のごとく走る時代は終わったと、これからは一歩前に入るにおいても、周りをしっかり見据えながら前に進んでいくという時代に、すべてがなっております。この件も、町のほうも機関車のごとく走っていく時代は過ぎた。地域の文化をもう少し大切に、これを町民の皆様に見え形としていただきたい。

確かに文化はございます。消えていく文化、残念ながらそのようなものもあります。しかし、そのままではいけない。ただ、文化課長が一生懸命頑張っておられるのもわかります。町民の目に見える文化、これにさせていただけたらと思います。特に埋蔵文化財にしてもわかり、文化財というものは町民の目に見えない、これでは文化財にならないと思っております。やはり目に見えるもの、一般に公表できるもの、これでなければ文化としては成り立たないと思っておりますので、そのあたりをよろしく願いいたします。

第1問の質問は、以上で終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

町有財産の維持・管理について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。林議員の町有財産の維持管理、その中の公園の維持管理については、魅力あるものになっているのかというお尋ねでございますので、まず、私のほうからお答えさせていただきます。

企画課のほうで管理しております公園というもの、複数ございますが、代表的なものに鎮西山がございます。町の都市公園として維持管理を行ってきております。平成19年度以前は町の単独で、平成20年度以降につきましては、緊急雇用創出基金事業によりまして、道路沿いの除草、それから樹木の下草刈りなどを行って、維持管理に努めております。

この公園につきましては、昭和63年に生活環境保全林整備事業という事業を推し進めまして、その後、平成元年にアスレチック施設を設置し、その後も県の補助の観光事業などによりまして整備を加えまして、現在の鎮西山全体、町民のいこいの森という形にしておりまして、現在、町民の方々に親しまれてまいったということで考えております。

しかしながら、当初の整備から20年以上経過しまして、樹木等が成長しまして、公園内もうっそうとなってきたということもございます。また、当初、いろんな事業を組み込みましたときには、頂上、もしくはそれぞれの尾根のほうから非常に見事な眺望が望めたわけでございますが、それもその樹木等により邪魔をされて見えなくなったというようなことがございました。

財政上の課題で、町の単独での再生というものをちゅうちょしておりましたけれども、いろいろな方法を考えておりました中に、県にお願いすることができまして、保全林再生事業という形で、平成22年度に実施をいただきました。それによりまして、見違えるようになったというふうに考えております。

事業完了後、実施をされました4月24日の町民体力づくり歩こう大会では、雨の後の曇り空ということではございましたけれども、頂上からの景色はなかなかのものでございまして、参加された皆さん方が見晴らしがよくなったという声を数人の方がその現場のほうでおっしゃっておられましたものを、私も耳にいたしております。

ただ、今後の課題といたしましては、この鎮西山につきましてもですが、県の事業の対象とならなかった部分の再生をいかにして行っていくかということも残っておるのも事実でございまして、そのほかに町内には鎮西山のほかの各地域にそれぞれ公園も存在をしております。そこにつきましても、ここ数年の財政的な制約からなかなか皆さんが望まれるような再生といいますか、再整備が進んできていないというのが、確かに現状だろうというふうに思っております。

しかしながら、この公園を重要な社会資本と位置づけた整備というものにつきましては、私どももぜひとも必要という考えをいたしております、何とかその再生整備に計画的に着手できないかというところで、検討を加えているところでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（川原源弘君）

おはようございます。中央公園及び広場という形で、私ども維持管理しています生涯学習課のほうから答弁いたします。

当該施設の魅力の観点からして、まずもって利用者本位の施設形態を保持しているかということによって、左右されるかというふうに存じております。

当該施設は、平成14年9月に竣工して以来、もう9カ年ほど経過しておりますけれども、その快適な環境の保全の維持として、野球、サッカー等の練習等に使用しておりますおおむね1万8,000平米という広大な多目的広場という形で、その平坦性が問われているところなんですけれども、その整地とか、あと、ちびっこ広場、シルバーパークというところの雑草の繁茂の除草について、従前は経費の関係等から職員の手によって管理を維持しておったんですけれども、平成21年度の途中から緊急雇用制度というのを活用いたしまして、常勤体制という形で、その維持管理、広場の凹凸とか、あと、ちびっこ広場とかシルバーパーク等の雑草の繁茂の除草等について、管理が十分に行えるような体制を整えた結果、中央公園及び多目的広場、緑地広場というのが利用しやすい施設形態に近づけたものということで考えておまして、その利用負荷につきましては、従前に比べ格段に向上しているものというふうに存じておるところでございます。

以上でございます。

○振興課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからは、農村公園の維持管理についてということで答弁をいたしたいと思っております。

農村公園においては、船石、坊所、前牟田、江迎の4カ所ありまして、すべて所在地において維持管理をお願いしているところでございます。この農村公園につきましては、農村集落の憩いの場として位置づけられて、農林水産省の補助により整備を行ったものでございます。

かれこれ20年の歳月がたっており、先ほど公園の維持管理については魅力あるものかという林議員の質疑でありますけれども、今の状況を申し上げますと、なかなか農村公園については、この魅力あるというところについては疑問があるところでございます。というのは、農村公園につきましては、いろいろな制約がございまして、まず面積的には3,000平米以内という制約がございまして、そういう中で、うちの農村公園については、1,750から2,500平米、要するに40メートルから50メートル真四角ぐらいの公園という形の位置づけになっております。

そういう中で、地区の皆様方については、少ない維持管理の委託費の中で日常管理をやっ
てもらっておりますが、何せ20年もの歳月がたちますと、遊具等の更新時期にもなっており
ます。そういう中で、今現在、その遊具等を修理しながら使用しているのが現状であります
ので、なかなか農村公園という位置づけの中で、小さい面積の中で林議員おっしゃる、魅力
あるというところの、なかなか農村公園については非常に難しい面があるかと思えます。

以上です。

○文化課長（原田大介君）

それでは、私のほうから現在、教育委員会文化課で所管しております堤土塁の歴史公園の
ことについて御報告申し上げます。

町の歴史公園として平成7年度に整備をしました堤土塁の歴史公園ですが、維持管理につ
きましては、現在、堤地区のほうに委託をお願いしております。地区のほうで毎年、年3回
から4回ほど、全体的な草刈り作業、それから清掃は随時、それとあと、いろいろな巡回作
業を地区のほうにお願いをして作業を行ってっております。

通常の公園とは異なり、佐賀県史跡の堤土塁跡を保存するという目的で整備した公園で
ございまして、利用状況としましては、関心のある方、特に県外、町外の方が多いよう
ですが、時々見学されているという状況を地区の方々からお伺いはしております。

この施設につきましても、トイレ等の設備はございますが、財政的な理由で、現在トイレ
の水道が漏水しておりましたので、平成20年から水道を閉鎖して、トイレも使用不可
能という状況でございます。

土塁の一部を断ち切りまして、土塁の土の積み方が見えるような、土層断面を露出展
示させておりますが、その部分の覆い屋につきましても、木製支柱が腐食しまして、平
成20年の台風の際に、覆い屋自体が傾くという事故が――事故というか、ことが起
こっております。現在は覆い屋を撤去いたしまして、その部分についてシートで覆っ
ているという状況で、未復旧の状態となっております。

以上です。

○住民課長（福島日出夫君）

おはようございます。住民課が所管いたしておりますのは、上峰町小規模児童遊園地設置
条例に基づきまして、児童の健康及び遊び場を与えるために、また、健康増進並びに小規模
遊園地の設置に基づきまして、必要な事項を条例に定めて実施をいたしております。

管理規定によりまして、地区でさびどめの塗装等を行い、適正な維持管理を行って
いただいておりますけれども、設置以来、23年から30年経過をいたしております。維持
管理にも限度がございまして、古くなった器具については撤去を一部やっております。
利用者も少しずつではありますが、減ってきているように感じております。

公園の遊具につきましても設置状況でございますけれども、屋形原、下坊所、下米多、井

柳、九丁分、この地区につきましては、すべてまだ遊具が設置をされております。あと二、三地区ございますが、その部分については、遊具がなかったり、使用不能といったところもございます。

そうした中で、住民課といたしましては、全体で9カ所あるうち、6カ所につきましては整備されており、一部遊具が欠損している部分が2カ所、全部撤去されているというところが、上米多でございますが、1カ所でございます。そこにつきましては、多目的広場として有効利用されている状況です。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

ありがとうございます。少しずつわかってまいりました。

ところで、ちょっと気になりますのが、三連水車があります江迎公園、これと堤土塁ですね、ここは非常に文化財的な価値があるものと思います。私は戦術眼的な価値からも見直しておるところでございますが、江迎公園、この三連水車についてはどのような管理になっておるのでしょうか。時々私もウォーキング兼ねて行くんですけども、行くたびに少しずつ悪くなってきていると、機能不全に陥っているような感じがしております。感じじゃなくて、そういうぐあいに私の目には見えておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

江迎のウォーターランド公園のお尋ねでございますが、ここにつきましては、江迎地区のほうに管理を、地区の皆様方をお願いをいたしております。

議員御指摘のお話は、私も数度、参っております、非常に感じておるところではございます。先ほども申し上げましたような形で、何とか少しずつでも改善をしていけたらとは考えております。

このウォーターランドの関係では、ウォーターランドの駐車場、ここが駐車場ですよというのが、ウォーターランドの北側のほうの道路のわきに数台とめられるようになっていまして、その表示板がございましたコンクリート製のその支柱が危ないというようなお話でございましたので、それにつきましては、江迎の区長さんとお話し合いをいたしまして、現物の、その物を強化すると、危なくないように強化するというので、とりあえずその部分につきましては、修繕をいたしております。

その他、皆さん感じられると思いますが、行ったときのあの太鼓橋とか、そういうものだろうと思いますが、そこら辺につきましては、こちらのほうとしても何とかやっていきたいなという気持ちは、非常に持っておるところでございます。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

江迎公園は、公園だけの価値ではないと思います。やや歴史的な、文化財的な面もありますので、このあたりをただ公園、遊び場、遊具、三連水車、確かに遊び場、遊具ですけれども、あの地域一帯は、やはり昔の面影を残す、集落の面影を残す非常に歴史的なものの価値があるものじゃないかと、神埼にあります公園ですね、横武の公園、あそこやや類似性があるものだと思っております。村の姿、そういうものを考えるときに、やはり歴史的に見てもいいものだと思いますので、ぜひ財政上厳しいもの、あるいは地域の方々に守っていただくことも大切でしょうけれども、いま一度、お金じゃなくてノウハウ、ソフト面から、もうちょっと力を入れて行っていただきたいと思います。

次、鎮西山のキャンプ場について、これは皆様すべて思っておられると思いますけれども、あそこをつくった経緯、それからその後の維持管理、今後の持っていく方、これについて答弁をお願いいたします。

○生涯学習課長（川原源弘君）

鎮西山キャンプ場の経緯等につきましては、ちょっと携わった経緯がございませんので、現状と、あと、維持管理の面のほうを、私のほうから先に答弁したいというふうに思います。

鎮西山キャンプ場につきましては、現状といたしまして、ちょっと休止という形で、平成19年をもって休止という状態がございます。

休止に至るまでにおいては、それぞれ維持管理面とか老朽化しているとかいうことで、それぞれ賛否議論があったように伺っているところでございます。

最も大きいのは、財政的理由という形での、それが一番大きかったという形で聞き及んでおります。休止前の平成18年度の決算におきましては、キャンプ場の歳入が28,570円に対しまして、歳出1,561千円という形でございます。

それで、平成19年度の使用ということで17,710円、歳出決算871千円という形ですね、使用料に対しておおむね1,500千円とか、19年には870千円とか、そこら辺のかなりの歳出を要しているということで、かなり上峰町としては財政負担のほうが大きかったという形での休止という形になっているということを聞いております。

現在、休止してから4年ほど経過しているところでございますけれども、それを再起するということになると、衛生上の観点、浄化槽もストップしております。浄化槽の回復、それとあと、飲料水の保全という形ですね、現在は飲料水としての小規模水槽というもの、これも休止しております。これらの回復届けに関する諸手続等、または周辺樹木、雑草、それとあと、イノシシとかヘビですね、そこら辺の出没の対策等も結構労力を要するんじゃないかというふうに思っています。

それと、一番、あと老朽化施設という形で、ことしの頭ぐらいだったでしょうか、木製のキャンプ場のデッキ等の老朽化で非常に危ないという形で、それも財政のほうで取り除きという処置を講じられておるところでございます。

こういう経緯から、かなりの財政的とか人的負担が生じるかというふうに思われますので、施設ありきに伴っての利用促進というのは、一概には言いづらいかというふうには存じております。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

ほったらかせばほったらかすほど老朽化、あるいは腐食化、衛生上にもいいものは一つも生まれてこないですね。もちろん財政的なものは財政的なものとして、何か頭を、ノウハウを、頭の中をしっかりとさせて、何とかしなければいけない、何とかすればまだ方法はあるという策はないのでしょうか。ただ老朽化している、正常に戻すにはお金がかかる、収入対支出のバランス、もう完全に崩れているということで、放置すれば放置するほどますます衛生上にも管理上にも、すべての問題が絡んでくると。

民の力をかりる、あるいはその他の方法、何らかの形を考えて、撤去なら撤去する、再生するなら再生する、そのどちらでもないから放置するというのでは、やはりあれだけのものがそのまま放置されるのは、非常に町としても、片や鎮西山は非常にきれいですよ、いいですよ、町の財産ですよと言いながら、町の財産から見えるところに、逆に言えば過去の遺産、過去の産物、これが放置されているのでは、やはり私たち町民としては納得行かないものが多々、私だけでなく、それぞれあそこを1回通って問題視される町民については、やはりやるせないものがあると思います。このあたりをもう一步深めて、ノウハウを、こうすれば、ああすれば、こういうこともある、ああいうこともあるじゃないかという、できる、できないといのをちょっと先に置いて、こういう方法、こうすればどうなるとか、ちょっと今、質問すると、どうしても課の垣根がなかなか外れない、課長答弁ということで、課長と課長のすり合わせ、町政全体の中でどう考えていくかというところまで、なかなか踏み込めないと思いますので、そのあたりを踏み込んで、課長の責任じゃなくて、町全体としての、行政全体としての責任として、もう少しノウハウを、ないものからあるものを生み出すぐらいのつもりでやっていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。

ソフト面に力を注ぐ必要があるのではないかとということで、これも第三次の総合計画の中で、公園についてはどう考えているかということ、子供や高齢者が利用しやすい公園、遊び場の整備等に努める必要があると言ったままで終わりました。今度はこれを第四次の計画については、どのように反映されるか、答弁をお願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員のお尋ねでございますが、ソフト面にも力を注ぐ必要があるのではないかと、今おっしゃいましたように、各所管の課長さんから、各公園についての状況と、そしてなぜ今、維持管理が適正になされていないかということで、財政の状況等もお話があったことと

思います。

私もこの文化遺産といいますか、公園については維持管理をきちっとやっていながら、次の世代につなげていきたいという思いは持っておりますけれども、予算を預かる以上、これについて撤去にも料金がかかるわけございまして、鎮西山につきましては、昨年、県の改善事業に乗せていただき、改修を見たところございまして、町単独でこうした維持管理について予算化することは、なかなか厳しいことは議員御承知のとおりございまして、今後とも財政の状況を見ながら、できる範囲でやっていきたいという思いは持っておりますし、文化を温め、子や孫の世代に、にじのかけ橋となるような文化財の保護という視座は持つておるつもりでございますので、今後の上峰町の計画づくりにおいても、そういう視点で盛り込んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

課内の配置について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員のお尋ねでございます。課内の配置についてということで御質問が上がっておりまして、1、2、3項でございます。

課長の定位置は現在のままでよいと思うか。管理職は課内を指導できているか。課員の職務遂行意欲をそいでいないかというお尋ねでございます。

まとめてお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、いわゆる管理職とは、労働現場において、上峰町においては職員を指揮し、組織の運営に当たる者を指すということでございます。本町では、管理職をカウンター側に配置をしております。これは、経緯があるというふうに聞きました。私の就任時からそういうふうな状況になっておったわけでありましてけれども、課長にも管理職業務のみならず、カウンター側から指示を出して、効率よく町民の皆さんの滞庁時間の極小化に努め、効率よく指示を出すことによって、ひいては町民サービスの向上につながるんじゃないかという御意見が当時あられたと、その中で、町民の皆様の声も受けながら、配置を今の形でされておると聞いております。

管理職としての仕事ができないんじゃないかというお声をいただくときもございまして。管理職としての仕事に徹することはもちろん望ましいと思っておりますけれども、今現在、職員数は、御承知のとおり全国類似団体比率で2番目に少ない、ことしは一番目になるんじゃないかと思うぐらい定員をかなり割っておるわけございまして、少ない人数で業務を効率よく行っていくためには、分業といいますか、課内みんなが手分けして仕事をしていかなければいけないということが求められており、今現在、そういう形で仕事を皆さん行っていただいております。

以前のように、管理職の仕事に徹することができる状況ではないということ、そして、管理職としての仕事はカウンター側だとできないのかという御指摘も——御指摘と申しますか、疑問も浮かんでくるわけでありまして、仕事の分担の指示はできるはずであるということで、私もこれについては相当判断をするのに時間をかけました。町民の皆さんが一番利用しやすい役所であるべきだということで、町民の皆様の代表である区長さん方にも、昨年の12月だったと思いますが、皆さんにお聞きしたことがございました。9割以上の方が、今の形じゃないとだめだという御意見であったわけでありまして。それは、一つの町民の皆さんの御意見だと受けとめて、大事なことは席の配置、物理的な作業の環境ということよりも、その中でいかように士気を高められるかということじゃないかと考えております。

以前、ホーソン実験というアメリカのウエスタン・エレクトリック社の工場で実験が行われたということで、テレビ等で、テレビだったか、雑誌だったか、本だったかですね、見たことがございました。ホーソン実験というのは、生産性の向上というものを規定するためにスタートした実験でありますけれども、生産性というのは、工場の物理的作業条件が規定するというよりも、むしろ物理的作業条件を変えても生産性は変わらなかった、大切なのは職場のグループ内でのモラルということで、聞きなれない言葉ですけど、士気だということで、その結論が出ております。士気を高めるということが非常に大事で、そのグループ内の人間関係が、その士気が高まるかどうかにつながるという実験でもございます。

こうした実験があるからと、金科玉条のごとく言っているわけじゃありませんけど、大事なことは、作業、職場の環境、物理的な配置ということよりも、課内での人間関係、士気を高められるかどうかだと僕は思っております、自分もそうした視点で今回はカウンター側に課長を配置させていただいているところでございます。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

今、町長からアメリカの実例を挙げて説明されましたけれども、それは課長がカウンター側にいるということとはちょっと違うと思います。それは、課長と課員が同じグループの中で物事の思想、考え方を共有するという、これがアメリカでの実験の実情ではないかと思えます。アメリカ的な考えは、もちろん課長は管理職であると思えますけれども、課長と課員が同じテーブルのもとで、同じ状況を共有するということが、これがそのアメリカの実情だと、アメリカの実験的な組織だと、このように私は理解しております。決して窓口カウンターに課長がいることと、それとは意味が違うと思います。課長と課員が状況、財産、すべての考え方を共有するというのが、それが町長が言っておられた考え方だと思えます。

しかしながら、今の実情はそうですか。町民サービスはもちろん大切なことです。町民サービスのない行政というのはあり得ません。しかしながら、課長というものは前向き、あすを向き、あさつてを向き、将来を向き仕事をするのが、さらに大切なことではないかと思

ます。町民の、もちろん御機嫌をとるのもいいとは思いますが、ただ、区長さんたちからの意見というのは、区長は自分の立場で物事を言います。自分は町民側で、自分の立場で物事を言う。

しかし、行政というのは、町民サービスとともに、さらに町の将来を考えて、町がどうあるべきか、課長の下にいる課員、これが、おれが次は課長になってやるよと、課長を目指して仕事をするんだと思います。いつまでもおれは平職員でおりたいという、そういう者はいないと思います。やはり課長を目指して仕事をし、町民サービスもイコールやっていくと、それが行政の本来の姿ではないでしょうか。私はやや異質なものを感じます。もうそろそろ、課長は課長として課員を的確に指導し、そして、さらに町民サービスもできると、それが管理職、管理職手当をもらっているわけです。その管理職手当が住民サービスのための管理職手当じゃないと、課員を指導し、課員を的確に指揮し、先ほど町長からも士気という言葉がありましたけれども、今の状態で課長に士気というのが適切であるかどうか、私は疑問に感じております。

課長は、やはり管理職である。管理職は何をすること、逆に言えば、もう課員の仕事をするとはいけませんけれども、その時代は過ぎていると、十分に課長は住民サービス、このあり方については勉強もされていると思います。恐らく私はよその町、すべての町は知りませんが、課長が住民窓口で仕事をしているというのは、そう多々にあるとは思いません。管理職たる課長は、やるべきことはまださらに多くあると思います。その多くある仕事をやりやすいように、行政は配置をすることが必要ではないかと思えます。

今おられる課長も、どう思っておられるかわかりませんが、私の思っていることが、あるべき姿であると思っておられる課長もいらっしゃると思います。そのほうがさらに町のためにもいいのではないかと感じております。課長は部下の全幅の信頼を受けると、これが課長です。職員と同じ仕事をして、職員と同じ考え方を持っておれば、これは課長ではないです。管理職ではないです。もう一度、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員のお尋ねでございますけれども、先ほど来、私が申し上げていることとは少し御意見が違うようではございますが、林議員が言われる組織的な形というものも理解するものでございます。これは、いろんな方に聞けば聞くほど意見があられるということは承知しておりますが、私が重要視したのは、先ほど申し上げた視点であり、ピラミッド型の組織で、課長が全幅の信頼を受けて課長になることを目標とするという士気の高まりも当然あるでしょう。あると思います。しかしながら、逆に言えば、今こういう、私、役所の中を見ておまして、いろんな課内の実務を一生懸命こなされている姿が、逆に職員の信頼を得ているという現状もあるわけです。

そうした意味では、手を携えて助け合う形ができている課が多いというふうに思っており

ますし、その物理的なカウンター側に配置することです、士気が高まるとは言えないというお話でありましたけれども、私はカウンター側におられることで、逆に言うと、町民の皆さんから受けた要望についての的確に指示を出され、そこで課員との交流も生まれてくるということも当然あると思いますし、配置を変えたことで、そういう朝から声かけ等も当然出てくるものだというふうに思っておりますし、どちらかという、ピラミッドの反対が逆ピラミッドの形で、席においても、まずカウンター側に配置することで、そうした自然な交流もできてくるんじゃないかということも考えております。

実は、これメールもとりました。御意見をくださいということで、役所の中でメールをいただきましたが、いただいたメールは少なかったわけですが、そのほとんどが現在のままにしてくれと、9割以上が現在のままにしておいてくれという意見でありました。ほかの御意見をお持ちの職員さんもおられたとは思いますが、メールは来なかったわけですが、それを取り上げて、またいろいろ言うつもりはございませんが、今の配置で喜んでいる職員も少なからずいるということで御理解いただければと思います。

私としては、こういう形で区長さんの御意見、住民の方の代表の区長さんの意見も踏まえた上で、また、そうした職内の意見も聞きながら判断をしたつもりでございますが、今後いろいろ支障を来す場面がありましたら、これについては柔軟に対応していく姿勢ではおりますので、またいろんなお声をきかせていただきたいと思っております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

庁内からのメールをいただいたと、90%、これは課長のメールも入っているんですか。それとも、課長を除くほかの人のメールですか。

○町長（武廣勇平君）

課長会議でメールを送っていただくように、課内に声を寄せてもらえるように伝えてほしいということを言いまして、メールは来ました。だれからのメールがあったかということはお答えしかねます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

課長の住民サービス、これは非常に大切だと思います。私は、先ほどから言っているのは、課長はさらに大切なことがあるんじゃないかということを申し上げております。課員が住民サービスはメインになってやるべきだと、課長は将来、あす、町の行く末、これに重点を置くべきではないですか。住民サービスを課長が矢面に立ってやれば、課員は逆に住民サービスは課長がやってくれと、これでは本末転倒。確かに課員と課長、副課長、非常に人員が少ないのはわかっております。人員は少ないといっても、課長は本来やるべきことに頭を向けて、70%ぐらいは町の将来に頭を向けて、30%ぐらいは住民サービスと、逆に課員はその

逆であってもいいと思いますけれども、そのあたりがどうも、認識が一致しなければなかなか言っても始まらないことであると思います。

私は、課長は管理職である、部下を指導する立場である、そして、課員が目標とする、課員が信頼をおける立場であると、それが課長のあるべき姿、人員は課員が少なくても、その組織、ピラミッドが逆ピラミッドになるのは、これは決して、現実には現実として、望ましい姿であるかという、それは決して望ましい姿ではないですね。望ましい姿は、やはりピラミッドはピラミッドとして、厳然と課長が課員を指揮・指導する、そして、町の行く末をしっかりと見つめていくことが、これが町の姿である。あるいは町だけではないです、企業もそうです。どこの世界においても、それを求めてやっているのではないですか。

課長が住民サービスができるから今のほうがいい、あるいは、区長が言っているからそれはいい。それは見る目は、区長は区長の目で見ております。住民は住民の目で見ております。それは見る観点は、住民は住民のサービス、自分のところにはね返ってくるのがよければ、それは一番いいですね。しかし、本当はそれでいいのですか。住民サービスが100、ほかのことはゼロ、私は全く逆の観点を持っております。当然住民サービスは、それぞれの課の課員がしっかりとやっていただかなければいけない。課長は、それとともにあすの上峰を見てもらわなければいけない。あすの上峰を想像してもらわなきゃ、あすの上峰をつくってもらわなければいけない、それがやはり管理職たる者の基本となる考え方ではないでしょうか。

管理職、今、町長の発言では、課員が少ない、課長が住民サービスできる、課長がカウンターにおいても課員は指導できる、反対向けばできるという、このように聞こえてなりません。やっぱり課長は課長です。住民サービスに主眼を置くんじゃなくて、町の先を見ることが、それが課長の一番大切な任務、こうでないかと思います。会社においてもそうですよね。取締役、重役、それぞれは頭数は少なくても、それぞれ先のことを考えて仕事をしているのが、それが役職のある方々であると、このように思います。いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員のお尋ねであります。

課長は管理職だということで、10年先の上峰をつくる、見るということについては、そのとおり理解をするものでございますし、組織というもののあり方、林議員の考え方に対して口を挟むものでもございませんし、私が言いたいのは、定員がしっかり確保される状況で、課長が課長の仕事につく環境があればそういうことも検討したいと思っておりますし、今現在、課長には大変仕事の負担はかかっていると思っております。逆に言うと、課長がカウンターの席にいて、課員が育たないというデメリットも、今のこの形ではあるというふうにも思いますし、これはいろいろ考えた結果であります。

一番大きかったのは、区長さんの意見であります。先ほど申しましたように、区長さんは住民の代表でもあり、議員さんも住民の代表でございます。そうした意見を聞きながら、何

によって立つかというところを自分なりに考えました。町民の皆さんが望む役所でありたいということが、私のよって立つところでありまして、そうした視点で今の配置にしているということを御理解いただければと思います。

以上です。

○5番（林 真敏君）

話はお互いすれ違が多くて、結論は出ないと思いますけれども、基本は本質、物事の本質を間違いないようにしていただきたいと思います。この本質、きちんとした、これが崩れれば情に流される、情に流されれば、それにいいようなことを求める、何が本質かというものをしっかりわきまえて、私の意見とすれば、課長はきちっと課長として仕事ができる、この位置に配置すべきであると思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大川隆城君）

以上で5番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○1番（原田 希君）

皆さん、おはようございます。1番原田希でございます。通告に従いまして、大きく4つ質問をさせていただきます。

まず1つ目に、東日本大震災についてでございます。

東日本大震災が発生から3カ月を過ぎました。新聞等報道によりますと、復興はなかなか思うように進んでいないという状況のようでございます。

被災地支援として上峰町からも気仙沼市へ1名、県の危機管理室へ1名、職員の派遣をなされたということでございましたが、1点目、派遣された職員の活動の内容は具体的にどういった支援活動をされてこられたのか。

2点目に、支援活動から戻られて、さまざまな現地の状況を見てこられたと思います。どのような活動報告がなされたのか。

3点目に、報告会等、実施される予定はあるかどうかを伺いたいと思います。

大きな2つ目に、機構改革についてでございます。

課の再編、スリム化をされました。人事異動もあり、また、3名の退職者、2名の新規採用ということで、かなりの人の動きがあった中において、1点目、課の再編、スリム化後の業務は支障なく行われているか。

2点目に、庁舎入り口に総合案内係を配置されてはいかがかということでございます。

大きく3つ目、子育て支援についてでございます。

前回質問をさせていただいた折、上峰町は年々人口がふえており、特に子供さんを養う方々がどんどん転入されているということで、子育て支援をさらに充実拡大していきたいということを町長はおっしゃっていましたが、それを受けて、1点目、子育て支援をさらに充実させるため、今後計画されていることは何かございますでしょうか。

2点目に、学童保育の充実に向け、対象学年の引き上げ等の考えはあるかどうかを伺いたいと思います。

大きく4つ目に、町民との対話についてでございます。

4月より町民の皆様のアイデアを賜る場所を設定するというふうに考えておられるということでしたが、今現在の町民の皆様との対話はどのような状況でしょうか。

以上、質問事項でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、東日本大震災について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。

私のほうから、被災地復興支援について派遣された職員の活動につきまして御答弁をさせていただきます。

今回の東日本大震災に対する支援策として、佐賀県におきまして、きずなプロジェクトが計画されまして、被災地復興支援のために市町村職員の派遣要請がっております。3月31日に第1班が被災地に出発いたしまして、1週間程度でローテーションして、順次派遣するものでございます。

本町からの派遣職員は、第6班として4月25日に佐賀空港を立ちまして、5月2日帰ってまいりました。6班は、県職員10名と市町村職員10名の合計20名の体制でございましたが、本町職員は宮城県気仙沼市役所において税務課の仕事に従事しております。また、派遣した職員につきましては、避難所となっております気仙沼中学校で宿泊をしております。市役所で勤務する時間外におきましては、避難所において物資の取りまとめ、配給と、そういった仕事に従事したところでございます。

続きまして、佐賀県への派遣でございますが、派遣期間は5月6日から5月12日まで、県

の危機管理室のほうに派遣されまして、その内容につきましては、避難者支援総合相談、救援物資の配送計画、その他、インターネット上での被災地支援に係る情報収集、そういったものが重立った業務でしたが、本町から行きました職員につきましては、被災されておる皆さん方に対しまして、物資といいますか、どちらかという日用品、そういったものを供給する、そういった仕事に従事したところでございます。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

県からの派遣の要請があったということで、1名、上峰町から派遣をされたということでございますが、この1名という人数の算出といいますか、どういった基準で上峰町は1名ということになっているのでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

佐賀県のほうから3月下旬に、各市、町のほうに派遣要請というのがございました。そのときに、大体5月ぐらいまでを目安といたしまして班編成をされまして、どれぐらい出せるかと、そういった問いかけがございまして、本町におきましては、先ほど議員御指摘のとおり、4月に機構改革を行って、そして、こちらのほうの業務も行っておりますので、私どものほうでは、各課のほうに問いかけをいたしまして、それで本町からは1名ということで県のほうには御報告したところでございます。

その後につきましても、また6月、7月とか、派遣があつているわけでございますが、その際に、本町からもう1名ということをお申しましたけれども、県のほうでは充足できていると、そういったことでもございましたので、こちらのほうでは被災地へは1名ということで行っているところでございます。

よって、県のほうから、例えば、市町の規模によりまして何名要請と、そういった形ではございませんでした。本町では、できる部分について努力していきたいということで、1名、今まで対応したところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

上峰町では、出せる人数ということで1名出されたということでございます。わかれば、近隣の市町村でどれぐらいの人数を出されているか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

正確な数字は持ち合わせておりませんが、三、四名ぐらいだったと記憶しております。

○1番（原田 希君）

それでは、今のところ1名派遣をされたということでございますが、今後、また上峰町から派遣をされる予定はあるのでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

被災地のニーズというのは、その時々で、やっぱり変化してきますので、一番最初のころは、復興支援の中でも避難所、そういったものについて非常に人員を必要としていた。その後、今も復旧半ばでございますが、行政の業務について滞りがありますので、本町職員が行ったときには税務課の職員、それに戸籍の職員を必要としていたと、そういう状況でございましたので、本町から行きました職員が税務のキャリアがありましたので、そういったところで市役所の税務課のほうに配置されたと、そういう経過がございます。

今現在どういうことかといいますと、やっぱり保健師とか、あるいは看護師、それに住民課の戸籍関係の職員を非常に要望されております。ただ、残念ながら本町におきまして、じゃあ保健師を出せるかと、そういったことをいいますと、なかなか出せる環境にないと、そういったこともございます。あと、住民課の戸籍の職員とかですね。

だから、今後、どういったニーズによるかというのは、被災地から県のほうへ行きまして、県のほうからまた市町村のほうにおりてくるかと思いますが、出さないというんじゃなくて、出したいことは非常に私どもも思っていますけれども、被災地のニーズとこちらがマッチングしなきゃいけないと、そういったことはあるかと思っております。

以上です。

○1番（原田 希君）

この派遣は、県のプロジェクトを受けての派遣ということですが、今後、町単独のプロジェクトといいますか、計画で現地に行って支援をするとか、そういった計画があるかどうか、お尋ねをいたします。

○総務課長（池田豪文君）

被災地の市町村と本町が、例えば、姉妹都市とか、そういったことで身近にそういう交流があれば、そういったことも取り組むということは十分考えられると思うんですけども、ただ、単独で行くということになりますと、なかなか向こうとの集約というか、そういった点についてが県の段階で取りまとめしていただいて、そして派遣というのがスムーズにいくんじゃないかなということは私も思いますけれど。

そしてまた、派遣する人員的なものですね。例えば、県の町村会のほうから長期的な派遣というのを全国町村会のほうから、例えば、半年とか1年とか2年とか、そういった要請も来ております。しかしながら、残念ながら、上峰町はそういった派遣をできる状況にあるかというのが非常に難しいなと思っております。私も、町長のほうも、派遣するに当たりましては、各課長のほうに、その業務について支障がないかどうかというのを、1週間の間とはいえ、協議いたしまして、そして、その担当課長のほうも、それぐらいの範囲だったら支障ないと、そういったことで派遣をしておりますので、すぐにそういった体制が本町のほうでもとれるということはなかなか難しいものですから、できるなら、そういうことを取り組むというのは非常にいいことであると思うんですけども、現実的にはなかなか本町の場合、

職員数も厳しい状況によっては難しいんじゃないかなということをおもっております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

あとの報告関係については。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、戻られてからどのような報告がされたかということにつきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

報告の内容につきましては、市役所と避難所の業務でございまして、市役所におきましては、税務課の市民税係におきまして課税資料のデータを入力、そういったことに従事いたしております。被災が発生したときというのは、ちょうど確定申告の時期でございまして、被災のために確定申告も中断したと、そういう形になっておりますが、それまでに受け付けされておられました課税資料につきましてが全く手つかずの状態になっておりましたので、税務経験がある本町職員が税務課で仕事に当たると、そういったことになっております。

ほかに、佐賀市の職員の方が住民課に配属されたそうでございますが、この方は戸籍の経験がございましたので、戸籍の届け出、そういった処理に従事されております。

次に、避難所でございますが、避難所での従事時間につきましては、職員が出勤する前、おおむね午前6時から午前8時まで、それと市役所での業務が終わりました午後6時から午後8時までの間におきまして、支援物資の取りまとめ、あるいは食料とかそういったものの配給に従事していたようでございます。

気仙沼市につきましては、人口が約7万人の市でございまして、避難所数が55カ所、それに避難者数は5,110人ということで聞いております。これは4月末現在のところでの数字でございまして、死者数が904人、行方不明者がその当時1,010人いらっしやっただけでございます。

市役所につきましては、比較的高いところにありましたので、津波の被害はなかったんですが、出先機関とか、そういったものについては被害を受けたと、そういったところでございます。

あと、避難所の中学校の体育館の状況でございまして、避難者数がその当時478名で、避難所につきましては、その中学校体育館におきまして班が編成されておきまして、そして代表者によって報告と取りまとめ、そういったものが代表者で行われていたようでございます。

あと、洗面所とか仮設トイレはありますが、数が不足し、またライフライン、水がその当ても来ておりませんでしたので、衛生的に問題があったようでございます。

ふろにつきましては、自衛隊の御協力によりまして、1日置きに入れるような環境に、その避難所はあったようでございます。

あと、避難者の方は体育館内に寝泊まりしたり、あるいは教室、そういったところで宿泊

をされていたようでございます。

本町職員が行きました時期につきましては、仮設住宅が建設を開始されるぐらいの時期でございまして、仮設住宅の申し込みとか、そういった手続等も今後開始されるような時期であったようでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

さまざまな現地の現状の報告があったようでございますが、この報告を受けて、それをもとに今後支援のあり方について何か考えられたことがあれば、お願いします。

○総務課長（池田豪文君）

町単独で、何といたしますか、援助を行うというのは、なかなか小さなことでございますので、県の要請活動とか、あるいは県と一緒に、周りの自治体と一緒に、御協力できる点は協力をさせていただくと、そういう方向ということを考えているところでございますけど、先ほどもちょっと、繰り返しになりますが、県が取りまとめられているのは宮城県からの御要望だと思っておりますので、そういった御要望にどのように町としてこたえられる、協力できるかと、そういったことを私ども検討していかなくちゃいけないと。人員だけでなくですね。そういったことを考えているところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

それでは、この報告をもとに、今後の上峰町の災害対策、防災のあり方について、計画、また実行されること、考えられたことがあればお願いします。

○総務課長（池田豪文君）

本町で予測できるような災害、例えば、津波というのは、それほど本町まで影響を及ぼすかというのは、今後、県のほうでもシミュレーションをですね、例えば、有明海側のほうからとか、そういったことを行われて、それにのっとったところで防災計画とか変えていかなくちゃいけないと思うんですが、一番はやっぱり自主防災組織を確立していくと、それが一番大切じゃなかろうかなということでは思っているところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

自主防災組織を早期に確立ということでございます。3月の議会の折にも、この自主防災というお話、出ておりました。また、震災以降、町民の皆様方も防災に対する意識というのが非常に関心が高まっているように思います。ぜひ、この自主防災に関して、住民の皆様と密に連携をとっていただいて、早期に確立していただけるようお願いをいたします。

この項目を終わります。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

機構改革について、執行部の答弁を求めます。――失礼しました。

先ほどの大震災関係でもう1つ、報告会等の実施の予定について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

課長会議におきまして報告会を行っております。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

住民の皆さんに対して、この活動の報告、報告会じゃなくてもいいと思うんですが、文書等を使って報告をされるという予定はございませんでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

文書を使ってとなりますと、広報紙に掲載すると、そういうのが一番かなと思うんですけど、それは今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○1番（原田 希君）

町からの義援金として1,000千円を送られております。町の数カ所に義援金箱を設置されて、町民の皆様の善意が現地へ送られていると思いますが、そんな中で、日本赤十字社に送られた義援金、人員不足等により支給がおくれているという報道がなされております。町民の皆様は、何とか一日も早い復興をという思いで義援金を送られていると思います。そんな中で、上峰町から復興支援ということで行かれたわけでございますから、ぜひその内容を町民の皆様にはわかりやすく、こういった活動をしてきましたというふうにお伝えしていただけたらなと要望をしたいと思います。

また、情報の共有という意味でも、町民の皆様には、この内容をお伝えするというのは必要ではなかろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

1番原田議員のお尋ねでございます。震災対応について、町民の皆さんに報告をしたかどうかということでもあります。

実は、今回の行政報告にも、この本町の義援金の拠出、復興に最も汎用性があるということで議会の皆様方からの御意見も賜りまして、送らせていただいた義援金、また、受け入れ態勢、佐賀県は3万人を受け入れ表明されまして、本町では300人を目標に、今現在、140人超の受け入れ態勢を行っているということ、また、義援金の設置箇所は4カ所と今議員からもおっしゃっていただきましたことに加えて、広域行政をやっております。ごみ、消防等取り組んだ内容も行政報告に載せさせていただいております。これは、町の広報紙に載ることになるとは思いますが、今、担当課長申しましたように、今後、そういう機関紙を使って

の広報というものは検討させていただきたいということと、町民の皆様にしつかりと町の取り組みを伝えることと、もう1つ、最近、先ほどの質問、ちょっと戻りますけれども、防災に関する意見交換会というものも市、町共同で行いました。これは原子力に関する大変な懸念が福島第一原発で行われておりますけれども、佐賀県も玄海原発を抱えておりますし、これに対する懸念というものも県内たくさんの県民の皆様からお声が上がっているようであります。本町も九電から3度、説明に来ていただき、区長会にて3月31日に出されました九州電力の緊急安全対策というものに対するチラシを配布させていただいたわけでありましてけれども、今後もこうした防災に関する意見交換会を定例化していかなきゃいけないんじゃないかと、そして、住民の皆様にもお知らせする必要があるんじゃないかということも含めて、あわせて町としての震災対策、広域事務組合での震災対策、そして原子力に対する意見交換会の内容もお知らせしていったほうがいいんじゃないかなろうかと、私個人的には思っておりますので、今後、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○1番（原田 希君）

町長、お答えいただきました。ぜひ、情報の共有という意味でも、そういった活動をしていただきたいと、さらにお願いをして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

機構改革について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから、課の再編、スリム化後の業務は支障なく行われているかにつきまして御答弁をさせていただきます。

4月1日から新機構で業務を行っているわけですが、昨年度におきまして定年退職者が3名、4月1日に2名の新規採用があり、また、異動によりまして新たな職場に配属された職員も多々おります。業務になれるまでの間というのは当然必要であろうと、そのように考えますので、なれるまでの間というのは支障なくということは、ちょっと言えない点もあるかと、そのように認識しているところでございます。

3月議会の折にも御質問の中で申し上げましたが、直ちに職員を増員できる状況にございませんので、今回、機構改革に取り組んだところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

先ほど、なれるまでの間ということでお答えいただきましたが、なれるまでの間、大体その間というのはどれぐらいの期間を想定されているのでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

それは業務の内容とか、あるいは個人差もあるかもわかりませんので、半年、1年と、そういったスパンでは考えております。

それとあと、係ごとの業務の件なんでございますが、例えば、子育て支援係とかは保育所、幼稚園、それに乳幼児医療、ひとり親家庭、そういったものを2人で業務するような感じになります。分担して業務は行うわけでございますが、1人で1つの業務を行うということで、ペアで業務を行えるということであれば、1名は残っていて、そしてまた異動で1名を加えまして、そしてローテーションさせるということも可能ですけど、ある程度の業務につきましては、1人で1つの仕事をしていると。例えば、健康福祉課の健康増進係でも、国民健康保険を1人の職員でしておりまして、年金と後期高齢を1人の職員でしております。そういった状況でございますので、異動した場合におきましては、ほかの課に行った職員から引き継ぎを受けたり、業務を習うと、そういったことになりますので、同じ課にいるのと、また別の課ということになりますと、そこら辺のところは非常に、なれるまで時間もちょっと違うんじゃないかなんかということをおっしゃいます。例えば、異動しました職員が出張しておりまして、あるいは課におらないときなんかは、ちょっとそういった内容を聞きたいというときも聞けないと、そういったこともございますので、係の仕事を2人でペアでやっているようなところは、それでいいんですけども、うちはそういう人員的に余裕があるものではありませんので、保育所の仕事を1人でこなさざるを得ないとか、そういった状況は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○1番（原田 希君）

業務によって、なれるまでの期間の認識というのが異なるということは理解できますが、例えば、民間の企業とかにすると、大体なれるまでの期間、試用期間というのは長くて3カ月ぐらいだと思うんですが、半年から1年というのはちょっと長いんじゃないかなと、半年から1年、住民サービスに支障が出て我慢してくださいというのは、ちょっと通らないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

一般の住民の皆さん方を受け付けするような業務というのはタイムリーに出てくるものなので、そういったものについては速やかに、それはこなしていかなきゃいけないのは当然のことでございます。

支障なくといいますのは、議員の見解といたしましては、住民サービスと、そういったことがあろうかと思いますが、町の内部といいますか、課の内部、そういったことにつきましても支障なくという形でスムーズに行えるまでは、それぐらいかかるんじゃないかなということをおっしゃいます。

例えば、窓口係とか、あるいは国民健康保険とか、福祉の方面とか、そういった面はすぐ

お客さんが来られるわけですので、それにはタイムリーにおこたえしていかなくちゃいけないんで、それはどうしても早くなれると、そういったことは必要だと思います。

それとあとは、残業の関係ですね。残業の関係につきましては、なれていけばなれていくほど、同じ業務であれば短くなると、残業時間というのも短くなるのは当然のことです。ですので、かわったはなというのはどうしても超勤の時間とか長くならざるを得ないというのは、いたし方ないところかなと思っております。

以上です。

○1番（原田 希君）

なかなか専門的な仕事が多いと思いますが、なるべく早く職員の皆さんがなれるように引き継ぎ等しっかりとやっていただいて、スムーズな業務、しっかりとした住民サービスが提供できるような体制をいち早くつくっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

次にお願いします。

○議長（大川隆城君）

総合案内係の配置について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、庁舎入り口に総合案内係を設置されてはいかがかという御質問に御答弁させていただきます。

さきの国勢調査におきましても、本町は鳥栖、それに吉野ヶ里、それに上峰ということで、人口がふえている、県内20市町の中でも珍しいといいますか、そういったところであろうと思っております。

それで、転入、転出の住民異動が多いという点も、鳥栖とか吉野ヶ里と同じようなことが言えると思いますが、議員御指摘のように、1階ロビーに総合案内を設ければ、非常に来庁される皆さん方に対して利便性があると、そのように考えます。

ただ、現有職員71名、その中でよその機関に出向している者が5名おまして、あと休職と病休が各1名ずつおります。役場での実質人員というのは64名でございますが、その中の体制で、どこから案内係というのを設けるかというのは、ちょっとなかなか不可能かなと。理想は理想として、現実的には不可能かなということを私は思っているところでございます。

さきに林議員のほうから、課長の配置の関係もございましたが、課長が前に座っておるとしますと、そこら辺で、課長はベテランでございますので、ある程度、住民の皆さんが来られた件については御案内することも、どこに行ってくださいとか、そういった御案内することもカウンター越しにできますので、そういった点では現状としては、そういった利便性はあるのかなということを確認しているところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

財政厳しい折に少ない人数で頑張っておられると私も理解をしております。理想としては、そういうことだが、現実的には難しいということですが、サービスのさらなる向上、また、上峰町のイメージをもっともっとアップさせるという意味でも、ぜひ検討していただいたいというふうに思っておるところでございます。

例えば、人数が少なく、そこ専門で置けないというのであれば、時間を区切って交代でやるとか、何かちょっと方法がないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

案内係といいますと、ある程度ベテランの職員じゃなくなかなか町民の皆さん方の御要望におこたえできないんじゃないかなと思います。そういった中で、時間を限ってといたしても、それぞれにやっぱり業務も持っているような状況でございますので、今の状況の中では難しいということで認識を私はいたしております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

子育て支援について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

それでは、私のほうから、保育支援について、子育て支援をさらに充実させるため計画をされていることはという御質問に御答弁申し上げます。

安心して子育てできる環境整備について、県の計画の中から上峰町に合った事業を選択していく考えでございます。

こども未来課の事業の状況と課題は、保育サービスの充実、子供の居場所づくり、待機児童ゼロ、放課後児童クラブの質的向上を目指しております。

上峰についての問題といいますか、対策の方針につきましては、仕事と子育ての両立支援の充実、具体的な課題といたしまして、待機児童のゼロを目指します。また、実情を把握いたしまして、事業計画をいたしております。それは、一般商業施設におむつの交換台を3基、今年度予定をいたしております。今後も子育て支援について努力をまいります。

今後の子育て支援については、いろんな情報の収集により事業を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○1番（原田 希君）

先ほどお答えの中に、仕事と両立の支援の充実ということで、待機児童ゼロを目指すということでございましたが、3月に質問させていただいた時点で待機児童20名ということであったと思います。今現在はいらっしゃらないでしょうか。

○住民課長（福島日出夫君）

今現在ゼロで、待機児童はございません。

○町長（武廣勇平君）

1 番原田議員のお尋ねですけれども、今、担当の課長から御答弁ありました。行政が把握する待機児童と別に、待機児童予備軍というものはいらっしゃるというふうに、議員から御質問を受けて以来、決裁を受けることがあるたびに思うことがあります。というのも、現在、ひかり保育園さん、ひよこ保育園さん、上峰幼稚園さん、ございますけれども、受け入れのぐあいを見ていると、もう定員が上限数に達していて、例えば、入所をしたい町内の方でも、結局、町外の保育所、幼稚園に入園入所されるということで、実際、私も何人もこの間、3月議会以降ですが、そういう入所の要望の決裁をしてきたところでございます。

そうした意味では、待機児童というものではなく、待機児童予備軍と言われる人は実際に存在するというふうに私は思っておりますし、待機児童予備軍と言っているのか、本来は町内で入所をされたいという御希望であったわけでありますから、こうした人たちを私は私なりに実際いらっしゃるというふうに確認しておりますし、そうした待機児童問題の解消に努めていければなというふうに考えておるところでございます。

○1番（原田 希君）

町長が言われましたとおり、待機児童予備軍というお話を3月にさせていただきました。3月の時点でお答えいただいた内容に、町内の保育の場所の人数が要望より少ないということで大変苦慮をされているということでございます。

先ほどからお話が出ていますように、上峰町は年々人口がふえております。特に若い世代、子供を育ててある世代の近隣からの流入というのが大変多いというお話を伺っております。このまま増加を続けていけば、待機児童の予備軍と私が勝手に呼んでおりますけれども、この予備軍の方がどんどん増加していくのではないかという気持ちから、前回、認定こども園ということで提案をさせていただきました。認定こども園について、今後検討をしていきたいというお答えをいただいておりますが、今現在、何か検討されたことございますでしょうか。

○住民課長（福島日出夫君）

認定こども園につきましては、今のところ、詳しく具体的に県に相談はしておりません。ただ、こういった形でどのような行程を進めていけばよいのかといったところでの、今、打ち合わせといった状況でございます。

○1番（原田 希君）

実施に向けての打ち合わせ等を今されているということで、大変うれしく思います。広域にお子さんを預けられている親御さんに話を聞きますと、やはり町内の施設に預けたいけれども、もう入れなかったからしょうがないから町外のほうに預けているよというお話も、あ

れからまた多く聞いております。ぜひ、こども園について検討をしていただきたいと思いますというふうをお願いをして、次に移らせていただきます。

○議長（大川隆城君）

学童保育の充実に向け、対象学年の引き上げについて、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

おはようございます。原田議員の、学童保育の充実に向け、対象学年の引き上げ等の考えはという御質問でございます。

6月1日現在、学童保育は1年生30人、2年生27人、3年生21人、合計78人で構成しております。指導者は6名で運営をしております。

昨年度から70人以上の学童保育は2クラス以上で編成しなければならなくなっており、現在は小学校体育館2階の2部屋を利用しております。

対象学年の引き上げはという御質問でございますが、小学4年生になると授業数がふえ、学校に4時半ぐらいまでいるというふうな状況になり、学童保育が6時までの預かりになりますので、滞在時間が余りありません。また、塾に通う子、社会体育でスポーツをする子がふえることから、ニーズとしては低いかと考えております。

また、施設的に、その体育館の2階でございますが、現在78人で、1人当たり割り算をしますと1.85平米、大体畳1畳分ぐらいのスペースになります。この施設に4年生以上を受け入れることは、ちょっと無理があるのではないかと考えられます。

以上のようなことから、対象学年の引き上げについては現在の状況では困難ではないかというふうに考えております。

以上です。

○1番（原田 希君）

4年生からは授業の時間が延びて、放課後の時間が短くなるというお答えをいただきましたが、例えば、離れてお子さんを持ってある場合ですね。上の子が4年生、下の子が1年生、そうするとお兄ちゃん、お姉ちゃん、上の子は4年生ですから、当然学童に行けないわけです。下の子は1年生だから行けます。やっぱり兄弟ですから、お兄ちゃんと一緒にいたい、弟と一緒にいたいという思いはかなりあると思いますが、4年生、1年生の学年の開きがあれば片方しか行けないという場合もございます。

例えば、それなら下の子も一緒におうちへ帰すとなった場合、1年生の場合、帰りが早いわけですね。だとすると、御両親がおうちにいらっしやらないわけですから、1年生の下のお子さんだけおうちで、例えば、1時間、1時間半、お兄ちゃん、お姉ちゃんが帰ってくるのを待つような状況になると思うんです。そういった意味でも、引き上げが必要なんじゃないかなというふうに私は思っております。

また、施設がないということでございますが、例えば、自校式で給食をされていたときの

調理室というんですか、あの辺があいていますが、そういったところの利用というのはできないものでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

原田議員の御質問でございますが、離れていらっしゃる御兄弟という御質問でございますが、私ども、学童保育につきましては、1年生から3年生までについては受け入れをしておりますので、そういう家庭、多々あります。お兄ちゃん、お姉ちゃんは、先ほども申し上げますとおり4時半ぐらいまでは学校におりますので、その後、塾なりスポーツ少年団で運動をするとか、そういう家庭もいらっしゃいます。そういう家庭で低学年の方は学童のほうで預かりをしているということで、実際は預かりをしております。

それと、施設の関係ですが、昔の給食センターの跡にどうかということでございますが、現在も工場のほうから、あそこは給食を受け入れる場所になっております。子供さんたちが入りますと、やはりいろいろ、子供の関係で泥とかほこりとか舞い上がりますので、なかなか現在の状況では使えないのかなというふうに考えております。

以上です。

○1番（原田 希君）

ことしの3月に、学期末に、学校教育に関する質問の集計結果ということで、小学校のほうから保護者に対してアンケートがありまして、その集計結果というのが出ております。その中の自由記述という部分に、学童のことについてちょっと書いてあります。保護者の意見として「学童保育が3年生までなので、4年生以降が心配です。6年生までのところもあるそうなので、検討を」ということで書かれております。小学校の回答としては「町に伝えておきます」というふうな回答になっております。これは、伝えられていますでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

原田議員の質問にお答えさせていただきます。

そのことは、私どものほうにも伝わってきております。かつまた、一等最初から御質問があっております4年生以上のことにつきましては、ここ数年来、私ども教育委員会、あるいは学校等でもいたしておりますが、前半の分では、課長が申し上げましたとおり、塾に行ったり、スポーツ少年団に行ったりということで、大変ぶしつけな回答なんですけど、ほんの一部なんです。アンケートをとった場合も、夏休みとかいろんなときに対応するためにアンケートをとったんですが、それでもほんの数名でしたので、それはちょっと対応しかねるという、PTAの側にも回答いたしました。

4年生ぐらいになりますと、高学年で、それなりに、かぎっ子とは申せ、自分で自由に、大体対応できる立場になっております。例えば、4年生の子供さんが逆に帰りに1年生に学童で預かっている子供を連れて帰るとか、そういった現状もあります。

いろんな意味で、幅広くPTAの親御さんたちとともに、何といたしますか、両親共働きの

ところには、なお一層援助、サービスするように努めてはいきたいと思っておりますが、その場で対応させていただきたいと。非常に数字的には限られておりますので、そういった現状でございます。

終わります。

○1番（原田 希君）

アンケート調査等をされた結果、要望が少ないということで、今のところ、学年の引き上げはされないということで理解をしました。

ただ、政府としても拡充に向け、対象を6年生まで推奨しているという状況もありますし、近隣と比べて若い世代が多い上峰町でございます。まだ今後もどんどん子育て世代の方々をふやしていきたいというお考えも持っておられると思います。そのふえていく過程で、学童の問題というのはまた出てくるかもわかりませんので、そういったこともひとつ頭に置いておいていただきたいなというふうに思います。

それと、学童の内容を充実させるという意味で、何か計画とか実行とか、そういったものはあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○教育長（吉田 茂君）

1番原田議員にお答えさせていただきます。

内容的には、私ども、6名で七十数名の子供たちを対応しているわけなんですけど、この対応のしようは隣接市町村に比較して全然劣らない対応数でございます。6名で対応しているというのは、非常に近隣からはうらやましがられております。そのことは、ぜひ、ごらんいただいたこともあるかと思っておりますけど、今の6名の担当者が非常に、1年生の子供などはひざに乗って、対応してくれているわけですね。それと、2年生、3年生ぐらいになりますと、まずは宿題をきちんとさせています。そして、帰ってから親御さんたちが宿題に対応しなければいけないというようなものの負担を減らすように、非常に6人の指導員は一生懸命やっております。

それから、今、課長も申し上げたとおりでございますが、2部屋に分けておりますので、70名からおりますけど、早い子供さんは4時、5時に迎えに来ていただく家庭もあります。ですから、すべてがすべて6時まで残っておるといっわけではございませんので、その点も努めてバランスよく、子供に支障がないような対応の仕方で行っております。勉強の一部も一生懸命見てくれています。私ども教育委員会でも、時間をつくって、青パトの帰りだとか、そういったときには寄らせていただいております。私も実際に、努めて学校と、いろんな行事があるとき、あるいは相談事で行ったときは、すぐ足を伸ばして体育館の上まで上って、子供たちに手を振りながら、そうすると、指導員のほうも非常に前向きにまた気持ちを入れかえて、自分たちの仕事ぶりを認識していただいているなという点で、一生懸命頑張っております。

以上です。前向きに対応していくように、これからもやっていこうと思っています。よろしくどうぞ。

○1番（原田 希君）

充実に向けて、さまざまな努力をされているということでございました。今後もさらに、近隣からうらやましがられるような学童を目指して頑張っていっていただきたいというふうに思います。

以上で、この学童の質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。1番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、午後1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き1番議員の一般質問を再開いたします。

1番議員の最後の質問であります。町民との対話について執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

1番原田議員のお尋ねでございます。町民との対話について、現在の状況はということでございます。

以前から、まちづくり計画については策定をしていきたいということで申し述べてきたわけでございます。その中において、町民の代表の方々に御参集いただき、活発な御意見を賜ることにしたいということをお願いしてまいりました。それはそれとして、今後の計画の策定の上でのかかわり方だということで御理解いただきたいと思っております。

と同時に、町民の皆様に対する報告会と申しますか、財政状況も含めて、今の町政の報告をさせていただくということも、議員の方から御質問、御指摘を受けながらやっていく方向で検討していくということをお願いしてまいりました次第でございます。これについても、実行していきたいというふうに考えておるところでございます。

計画については、スケジュールについては、内部で協議をしておる段階でございます。計画策定のスケジュールも以前お示しをしましたが、今後、また御質問があればお答えしていきたいと、どうかかかわり方についてもお答えをしていきたいと思っております。

以上です。

○1番（原田 希君）

代表者の方々に集まっていたいただき、そういった機会を設けるということと、町民の皆様に対して行政の報告会等を開催していくというお答えでございました。できれば、この報告会、町民の皆様の意見を聞くことのできるような形で開催していただきたいというふうに思います。協働のまちづくり、町民自治という点からしましても、町民の皆様との対話の必要性というのは町長も十分に御理解をされていると思いますので、ぜひとも町民の皆様お一人お一人の大きな声、小さな声、声なき声、これをしっかりと聞いていただいて、今後の町政運営に役立てていただきたいというふうに思っております。最後に一言、町長のほうからよろしく願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

1番原田議員の御質問にお答えいたします。

町政に関する報告会の場合においては、町民の皆様の意見を聞く機会を設けたいというふうに考えておりますし、どういう形か協議をしながら、またいろいろアイデア等がございましたら御意見をお寄せいただければ幸いです。開かれた町民との対話のあるまちづくりを進めていきたいと今も思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よかですか。以上で1番議員の質問が終わりました。

先に進みます。2番寺崎太彦君、一般質問をお願いいたします。

○2番（寺崎太彦君）

2番寺崎太彦、通告書に従いまして3つ質問いたします。

1つ目は、東日本大震災による原子力発電所事故による原子力発電所の安全性が問われている中、九州でも玄海原子力発電所の再開時期が未定であり、ことしの夏の電力不足が懸念されているが、上峰町の節電対策は。LEDの蛍光灯の導入はです。

次に、商工会への補助金について。

それと次に、学校教育について、来年度からゆとり教育から生きる力へと大きく変化する新しい学習指導要領の改訂について質問いたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、財政改革について執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、財政改革について、ことしの夏の電力不足が予測されておりますが、町の節電対策はという寺崎議員の御質問にお答えをしまいたいと思います。

現在、節電対策といたしまして実施しておりますのは、4月から住民課、それから税務課

の土曜開庁の時間を、従前は毎週行っておりましたが、月2回と月に2週に変更いたしております。この関係で、開庁時間中につきましては、1階フロア全体を空調することというふうになっております。特に夏場につきましては、冷房を使いますので、電気の消費量も少なくはなかったということで考えております。それによって、月2回に減ったことによって節電ができているというふうを考えております。また、庁舎の2階につきましては、廊下の蛍光灯を消しておりまして、来客時のみ点灯するようにいたしております。なお、昼休みにつきましては、2階部分につきましてはすべて電気を消しております。

上峰町につきましては、財政改革の面から、経費節減という意味合いから、いろいろと今までも電気料が余りかからないようにという取り組みをしてまいりましたが、現在、この取り組みをずっと続けておりますし、今後とも節電対策につきましてはしっかりと取り組んでまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○総務課長（池田豪文君）

総務課関連でございますが、クールビズについて、昨年度は6月から10月まで実施しましたが、今年度は5月から10月までということで1カ月早めております。また、状況によっては来年度からも期間を延ばすとか、そういう工夫はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

既に省エネ対策はされていて、なかなかこれ以上は難しいと思いますけど、ちょっと視点を変えて、ダイヤモンド監視装置。ダイヤモンド監視装置とは、目標電力を設定すると、自動的に電力の使用状況をチェックし、目標の電力を超過しそうな場合、事前に決めていた停止可能な設備を自動的に、または手動で停止することができるという装置があります。そういう装置の導入は計画されておりますでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

ダイヤモンド監視装置ということでございますけれども、まだそこら辺の研究まで至っておりません。特にコンピューターを常時使っておりますので、電気が一時的にしろストップするというのは非常に危険な問題もはらんでおりますので、今後、御指摘のあったダイヤモンド監視というものがどういうものか、こちらのほうでも研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

ダイヤモンド監視装置は、決めていた機械とかを停止することができて、さっきおっしゃったように、パソコン等はずっと電力が流れるようにすることができるんですね。電気代は

最大の基本料金で、また来月、それに課税されますので、低く抑えることができたらかかなり節減になると思いますけど。

○企画課長（北島 徹君）

おっしゃったように、最大の電気の消費量によって電気料が計算をされます。おっしゃるとおりでございますので、パソコン、そういうものについては支障がないというお話でございますので、こちらのほうでも研究をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

何か似たようなことなんですけど、2000年より電力の自由化が進められておりますけど、PPS、特定規模電気事業者、全国に約45業者あり、そこから電気を購入できないかもしれませんが、そこら辺、検討はされておりますでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

御存じのように、本町におきましては財政改革一辺倒でここ数年参っております。ですので、今おっしゃられましたいろんな新しい取り組みということについては、そういうものを検討するという余裕はなかったということで検討をしておりませんし、先進的な事例に、例えば、隣の町がやって、現実にはいいとかいう、そういうはっきりした結果が出れば追っかけるということで考えておりましたので、検討はいたしておりません。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

PPSから電気を購入できないかもしれませんが、もしも購入できたら、今使っている設備や機械の改修とかも必要ありませんし、PPSの発電設備にトラブルがあった場合は、今までの電力会社の送電設備を通して電気が来ますので、PPSや発電事業者、利用者、電力会社などの協定を交わせれば、トラブルがあった場合でも電気がとまるということはありませんので、かなりメリットがあると思いますので、ぜひとも検討をよろしく願います。

○議長（大川隆城君）

執行部答弁はよかですか。

○企画課長（北島 徹君）

先ほどから答弁いたしましたように、こちらのほうで十分検討してみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

ぜひとも検討してほしいと思います。

続きまして、LEDですね。なかなかコストがかかるとは思いますけど、そこら辺の導入、LEDの蛍光灯の導入等はどうお考えでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

財政改革の中のLED蛍光灯の導入という寺崎議員のお尋ねでございますが、LEDの蛍光灯導入につきましては、庁舎管理という面から、私のほうからまずお答えをさせていただきますと思います。

まず、庁舎内の蛍光灯をLEDに交換するという場合につきましては、器具本体から交換する必要がありまして、いわゆる蛍光管だけの交換というものはできないというふうに聞いております。したがって、これを実施するには多額の経費が必要ということから、現時点では全面的な入れかえ等の検討はいたしておりません。

ただ、できるものから、LEDへの交換というものにつきましては時代の要請というふうにもこちらのほうもとらえておりまして、実際に庁舎1階の避難誘導灯を1基、LED誘導灯のほうに交換をいたしました。これ1基で価格が43,500円でございます。今後、LEDへの交換につきましては、コスト面などの研究を行いながら、誘導灯など、24時間365日、常時点灯させているような必要があるというようなものから、年間消費量が大きいとか、そういうLEDに交換した場合の効果が大きいものから、こちらのほうでできるものから順次交換という形で整備していければというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

先ほどLEDの蛍光灯の交換は器械もかえんとなつけれないとかおっしゃったんですけど、何か自分が調べたのでは、もうそのまま今使っていると使えるようなLED蛍光灯もあるみたいなんですけど、そこら辺は、ちょっといろいろコスト面とかありますけど、もう行く行くはLED灯に変わっていくと思いますので、ぜひともやっていただきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。地域振興について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、寺崎議員の商工会への町補助金についてということについて御答弁申し上げます。

内閣府の発表によりますと、我が国の経済については、景気は持ち直してはいるが、自律性が弱く、今回の東日本震災の影響が懸念されると。また、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあると言われております。この経済状況の中、町の財政はもとより、商工会運営についても大変厳しいものがあると思っております。

そういう中で、今年度におきましては、各種団体の補助金といたしまして、前年度比約

5%アップにて予算計上をしているところでございます。これにつきましては、商工会に対しても同様に交付を予定しております。また、地域商店等での売り上げ拡大並びに東日本大震災の復旧復興支援を目的といたしました平成23年度佐賀きずなプロジェクト、義援金つきプレミアム商品券発行事業ということで、県、町、商工会一体となって行っていくということを取り決めただけでございます。今議会についても、商工会への補助金といたしましてお願いしているところでございます。

先般開催されました商工会の通常総会の提出議案、または町に提出されました運営費補助に対する拡充についてという商工会からの要望書等の添付資料を拝見いたしましたところ、その中については状況は理解するものであります。しかしながら、町においても起債の償還等がここ数年がピークという財政的に厳しい中、今後については財政サイドとも協議しながら検討していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

商工会は、上峰町内の商工業者の団体であり、また法律に基づいた法人であり、商工会が中心になって、その中の業者の経営改善普及事業、小規模事業者の経営や技術の改善や発達を図るための事業とか、金融、税務、経営、労務、情報化など、経営者に立った支援や指導を行っており、地元にも密着した事業をしており、商工会の人員も、またことしも減らさんといかんとか、そんなふうに使われており、なかなか厳しい状況でされており、今度の補正も若干ふやしていただいておりますけど、商工会要望は若干開きがあって、またことしも引当金を崩して事業をしていかんといけない状況なんですよ。そこら辺はどうお考えでしょうか。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの寺崎議員の質疑でございますけれども、中身についてはこちらもいろいろと、先ほど言いましたとおり、第50回、平成23年度の通常総会の提出議案等もいただいております。中身については精査いたしておるところでございます。先ほど言いました人件費等につきましても、なかなか厳しいものがあると認識しております。先ほど言われました指導員の3人体制から、来年度以降についてはこのままいくと2人体制になるんじゃないかという中で、先ほどの引当金ですか、要するに基金ということで理解していいと思いますけれども、この基金の残高については、平成19年度の10,000千円あったものが、今現在として平成23年度予定では2,900千円ということとなっております。このままいくと、来年の基金も取り崩して、基金がなくなるというような状況も理解しているところでございます。なおまた、隣接する商工会においての資料を見ますと、なかなか上峰町商工会の厳しさというのも非常に理解しているところでございます。よって、先ほど言いました、特に指導者の3人から2人の体制ということにつきましては、町内商工会の会員の皆様についても非常に懸念されるるところと

思っておるところでございます。そのようなことがないように、町としても来年度に向けては検討していくというようなスタンスにおおるといふことと御理解していただきたいと思ひます。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど答弁の中におありました近隣の市町村の補助金の動向、ちよつとここに資料ありまして、ちよつと読ませていただきますと、吉野ヶ里町で平成21年度の補助金総額は23,000千円、ことしの予定が28,000千円、みやき町商工会は平成21年度は17,000千円、今年度の予定が14,000千円、基山町は平成21年度10,000千円、ことしの予定は9,500千円、うちは3,300千円ですか、かなり差があり、どうお考えでしょうか。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの寺崎議員の資料の中身ですけれども、こちらも同じような調査の中身であります。そういう中で、先ほど申された町の補助金に至っては、若干寺崎議員との数字があれなんですけど、うちの予算的に見ますと、本年度、23年度においては2,140千円ということになっております。もともと上峰町が商工会に出していた補助金につきましては、当時は県補助金と町補助金がございます、その補助金において、すべて商工会の人件費をほとんど県補助金で賄うと。町補助金については、運営費補助という形でやっておった時期もあります。そういう中でいきますと、今の平成21年、22年、23年という中で、補助金についても隣接とも比べて非常に少ないのも理解しておるところでございます。そういう中で、来年度以降については、商工担当としては、先ほど言いましたとおり、商工会の会員の皆様には不安がないような立場で行っていきたいと思っております。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど申しました商工会活動は、大きく2つあって、経営改善普及事業と地域総合振興事業とがあります。今、商工会青年部とかの中で、地域振興策をせんといかんとか、る話が出ておりますけど、商工会ではちよつと予算がないから何もできないとか、大きい事業でされない。確かにことし、さくら祭りですかね、中止になりましたけど、なかなかしたくてもできない状況。確かに町の財政が厳しいのは重々わかっておりますけど、青年部自体、したいけど、されない。何かこう、非常に商工会活動が滞って、非常に今の部長さんは頭を痛めておられます。地域発展、そのためにも、ぜひとも地域総合振興事業とかできるように予算をつけていただきたいと思ひます。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。

○振興課長（江崎文男君）

先ほど寺崎議員のほうの質疑といいますか、意見といいますか、ただ聞いている中で、先ほど出ました商工会青年部のことに触れられましたけれども、先日、町長を初め、私と商工

会青年部の部長さん、江島さんですかね、と商工会青年部として何か町のためにできないかなと、商工会として何かできないかなという中で、町長にも相談があったようですけれども、もとのサティですかね、今度名前が変わるんですけれども、そちらのほうにちょっと別件で行って、そこの上峰町のもとのサティのほうの責任者の方とお会いして、いろいろと江島さんのほうも聞かれて、要するに商工会の青年部としての物すごいやる気というのは物すごくこちらのほうにも伝わったわけでございます。その中で、サティの横にあります映画館とか、いろいろ閉館しているようなところを何か利用されないかなとか、いろいろな発展的な意見が出ておりました。そういう中で、商工会と町が、そのようなある程度イベント的なものとか、何か一体化したところでやることによって、活力ある町がまた生まれるんじゃないかなというようなことを思ったわけでございます。そういう中でも、先ほど言いましたとおり、中には補助金と、どうしてもそこにたどり着くわけでございますけれども、先ほど言いましたとおり、いろいろな基金の残高とか、隣接する町の商工会への補助金等を、数字的なものを見ますと、なかなか商工会の会員さんについては不安視する面がありますので、一応来年度に向けては、そのような不安がなるべく取りざたされないような形で、補助金については財政サイドともお話しながら、財政サイドについても数字を見せながら理解してもらっていきたいと思っているところでございます。

○議長（大川隆城君）

よかですか。

それでは、次に進みます。学校教育について、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

寺崎議員の学校教育について、学習指導要領の改訂についてということで御質問いただいております。

学習指導要領は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各学校が各教科で教える内容を、学校教育法施行規則の規定を根拠に文部科学省が告示する教育課程の基準であります。前回は平成14年度に改訂されて以来、9年ぶりの改訂となります。前回の学習指導要領では、ゆとりある充実した学校生活の実現のため、学習内容が軽減されるということがありましたが、子供の自主性を尊重する余りに教師が指導をちゅうちょする状況にあたり、知識、技能を活用する学習活動を行うためには授業時間が不十分だったりしておりました。そこで、今回の改訂では、国語、社会、算数、理科、体育の標準授業時間数が6年間で約1割増加いたします。また、週当たりの授業時間が1、2年生で週2時間、3年生から6年生で週1時間増加いたします。新しい教科書では、新学習指導要領で多くの学習内容が増加したことを受けて、従来に比べて平均25%、ページ数が増加いたしております。また、教科書には、発展学習や繰り返し学習など、児童・生徒の理解に応じたさまざまな工夫が取り入れられています。文科省では、ゆとりか詰め込みかではなく、生きる力をはぐくむ教育として、基礎的

な知識や技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成を強調しています。当町といたしましても、この改訂に基づき教育を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

今現在、移行期間で、かなり現場は忙しいと思いますけど、来年度から授業数がふえますが、それ以上に内容的にかなり濃密になって、時間が足りないのではないかと思いますけど、どうでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

寺崎議員の質問にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、小学校は既に導入しましたけど、中学校はこれから改訂に向けていくわけなんです。ごらんになったかと思いますが、本のページ数も本当に分厚くなってきているわけですね。きのうは原田議員、授業参観ありがとうございました。実際に先生たちの授業を見ていただくと非常にわかるんですけど、教師の時間の持ち時間が随分ふえてきているわけですね。そこで、議員も御承知かと思いますが、東京都では先駆けて土曜開校を検討しております。県のほうでも、知事は非常にハッスルマンでございますので、その知事の考え方を受けとめて、川崎県教育長もやはりそういったものを前向きに検討すべきではないかという提案を今されております。私ども町単位の教育委員会でも、そういったものを受けとめて、これからずっと議論に入るところでございます。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど土曜日にひよっとすれば授業がある、それは大変よろしいことだと思います。限られた時間の中でより多くのことを教えようとする、ややもすれば詰め込み授業になったり、そうすると、やっぱりそれについていけない生徒たちとかもたくさん出ると思いますので、ぜひともゆとりある教育をお願いいたします。

それから、今度、小学校では外国語活動、それはどういうことですかね。

○教育長（吉田 茂君）

一応の目標は、小学校も1、2年生から外国語を導入しようというのは文科省の指導要領の中に織り込んできております。私どもの町としては、今のところ、もう既にALTを利用して、短時間ではありますけど、授業というか、対話の練習時間みたいなものを持っております。小学校につきましては、御存じのとおり、中一ギャップにならないように、既にそういったものをあらかじめ取り組む。中学校になってきますと、もう筆記から入るものですから、小学校時代は発声、発音、その訓練から入っていこうという形でやっております。ALTを既に入れております。それと、これは希望的観測ですけど、文科省は来年度500名の教員増を発表しております。ぜひ私ども委員会としてはそれを実現してもらいたい、そういったことを要望しているところです。後のほうがいいかなと思いますが、先に申し上げま

すと、T T、ごらんいただきましたとおり、T T、T 1、T 2と、2人の教師を教室に向けて行って、そういった差の対応ですね、なくすようにいたしております。既に中学校では完全なT T制度を導入できております。小学校のほうは、高学年のところの一部できておるような状況ですので、小学校のほうでもぜひT Tをとというのが私ども市町の教育委員会の要望事項でございます。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど答弁の中でありましたけど、5、6年生は週1回で年間35時間。で、1年生から4年生は、ちょっとどれくらいの時間数（「週2時間」と呼ぶ者あり）週2時間ですか。わかりました。

外国語活動とは、これは授業ではないとお聞きしました。なぜならば、小学校の先生は英語の資格がないと理解しておりますけど、それでしょうか。わかりました。そしたら、小学校は1人の担任の先生が国語からすべて教えられます。これから、そしたら、英語も教えるということは大丈夫なんでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

質問にお答えします。

したがいまして、小学校の段階でもA L T、あるいは英語の免許を持った先生を導入していくということでございます。教科別になるということです。それが、あと500名増員するという文科省の考え方とつながっているところでございます。よろしいでしょうか。

○2番（寺崎太彦君）

ほかの町の話なんですけど、みやき町では2年前からA L Tと、それからT 1で、T 2として外国語活動支援員、そういうのをつけて2年前からやっていますけど、そういうお考えはないでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

では、お答えさせていただきます。

ぜひ私どもの町でも、よそにおくれをとらないように、中学段階で、ひいては高等学校のときには他校の中学校と競争していくわけですから、そういったおくれをとらないようにと、そう思っています。そういった面では、行政に相談して教員増、あるいは支援員としてでも結構ですから、あるいは県費の加配を受けると、そういったぐあいにして教員増をやっぱり図らないと教育を浸透化できない状況ですので、そういったものは前向きに、どんな子であっても子供は私の町の宝ですから、よその町の子供に負けられないようにしっかり教育をしていくようにやっていきたいと、そう思っています。

○2番（寺崎太彦君）

何か先ほど答弁の中にありましたけど、今までゆとり、ゆとり授業から生きる授業とか、ちょっと変わって、教育内容もかなり濃密になって、ややもすれば教育の格差等、ふえてく

るかもしれません。そういうことがないようにやってもらいたいと思います。

それから、道徳教育推進教師の設置等はどうか。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

一番人間の基本をなすのは倫理観でありまして、そのためには道徳教育が一番必要だと思っています。学校側も十分にそれを理解しておりまして、教師の研修会ではほとんど道徳を中心にやっております。私ども教育委員会でも事あるごとに、出向いた学校評議員会だとか、そういったところでも教師全体の倫理、いつかレベルアップということで御指摘を受けたことがあるんですが、そのことが教師のレベルアップということでございます。教師の見解をレベルアップすることによって、それがひいては子供たちへつながっていくわけですから、中学校は、繰り返しになりますが、T2制度が完熟しておりますので、小学校でもそういったレベル差が、子供たちのレベル差がないように、ぜひしっかりやっていくようにと思っています。文科省もそうですが、県では36人体制をぜひ実施すると、40人体制から36人体制へともくろんでおります。それに、36人体制を組んで、なおかつT1、T2にすれば格差が随分なくなっていくと、そう私どもは見ております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

愛国心、伝統文化、本当に大事なことだと思います。やっぱりこれは基本だと思いますね。

それと、新年度が始まったら、まず授業参観等があり、学級懇談会等ありますけど、なかなか授業参観は見学するけど、その後の学級懇談会とかクラス懇談会とか参加されないような親御さんもいますけど、学級懇談会は非常に大切なものと思います。その1年のクラス、学年の教育方針等々、いろいろ話し合う場合があり、そこで参加されないで、参加したら役員決めで役員にならんといかんとやなかろうとかか、そういう父兄さん等もいらっしゃると思いますけど、ぜひともそこら辺は非常に大切なものと思います。それから、教育は、さっきも言いましたけど、父兄、それと学校、現場ですね、それと教育委員が、教育委員は先生たちの環境づくりですか、この3つが非常に大切だと思います。やっぱり父兄の要求は、素直で元気、人生豊かな学力をつけてほしいと思っており、学校の学習についていけない子供や学校嫌いな子供を少しでも少なくするような教育方針でやっていただきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で2番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、2時まで休憩いたします。休憩。

午後1時51分 休憩

午後2時 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

8番吉富隆君、一般質問をお願いいたします。

○8番（吉富 隆君）

皆さんこんにちは。統括質問をさせていただきます。

皆さん御案内のように、東北での地震による災害があつて3カ月を過ぎました。そういった中で、福島の原子力発電所の問題が日本とは言わず世界じゅうで話題になり、いろいろなデモ等々もあつているようでございます。それに伴ひまして、我が県にも影響のある玄海町に原子力発電所がございます。定期検査で2基ほどとまっているようでございますが、再開に向けて非常に佐賀県の知事さんが注文をつけておられます。当然のことではなかろうかと思っておりますし、こういった問題につきましても我が町としても町長さんはどのようなお考えをお持ちか、まずはそういう点からお尋ねをしてみたいと思っております。

なぜならば、我々の町づくりについてというタイトルで1点だけ質問をさせていただきますが、私の前にも3人の同僚議員が質問をされました。これも町づくりの一環であろうと私は認識をしたところでございます。そういった中で、我が町は町づくりにおいて何を最初にするべきかと考えたときに、やはり足腰の強い財政だと僕は思っておりました。しかしながら、その前に職場づくりが先ではなかろうかなと思っております。

その職場づくりについては非常に役場の中が暗い、活気がない、やる気があるのかないのかわからない状況下に私は見えてなりません。なぜならば、3月議会で当初予算組みました。今回も人事案件、予算補正が組まれております。計画性がまずないと言わざるを得ない。よくよく行政の方々は、本当に町長さん初め管理職の方がやる気があるのかどうかという問題が指摘されても仕方ない状況下にあります。

我が町は教育委員会主導のもとにあいさつ日本一運動がされてまいりました。行政の中であいさつする者はそがらんおらんですよ、こっちからあいさつせんと。今そのような状況下にあります。なぜ職場が暗いのか。活気がない、私はそうしか見えない。私の町について職場づくりには欠かせない課題であろうと思っております。

役場の職員さんが出向されております教育委員会、議会、県にとりか広域的なところに出向をされております。議会については非常にあいさつもよく局長初め石橋君がしてくれる、そうあつてほしい。また、広域に出している職員さんも活発的であいさつもようする。教育委

員会に行ってみらんですか。町長の配下でないんですよ、あそこは出向しているから。暗いじゃないですか。そういったことを含めたところで職場づくりについてお尋ねをしてみたいと思います。

それから、足腰の強い財政についてでございますが、これについても今後の対策として首長さんがどのようなお考えをお持ちなのかお尋ねをしてみたいというふうに思っております。

それから、3月議会でもこの滞納問題については質問をしてみました。今回も滞納問題については質問をせざるを得ない。資料を見ますと、どうでしょうかね。専決処分7,000千円強あります。（「不納欠損」と呼ぶ者あり）不納欠損ですね。不納欠損については7,000千円強、7,500千円近くでございます。収入未済額、いわゆる滞納134,000千円強でございます。こういった問題について私も資料をいただいておりますので、資料に基づいたところで執行部にお尋ねをしてみたいと思っております。

それから、ボランティア活動についてでございますが、行政とボランティアとの関連についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、町村合併についてでございますが、前回は質問をしておりますので、前回の答弁に触れたところでの質問をさせていただきたいと思っております。

それから、国道・県道の整備についてでございますが、我々の町については国道が1本34号線が通っております。それから、県道については坊所城島線、川久保線、小城北茂安線、それから神北線ですね。そういったところの交差点の整備については非常にうちの町はおくれているのではなかろうかと思っております。また、34号線の切通の交差点の拡幅工事については予算までついておりました。いまだに眠ったままでございます。そういったことも含めてお尋ねをしてみたいと思っております。

それと、町づくりに欠かせない第1次産業である農業問題についてもお尋ねをしてみたいというふうに思っておりますので、明快な御答弁をお願いしたい。その中でも答弁にならないことは厳しく追及をさせていただきますので、よりよい御答弁をしていただくようお願いを申し上げ、統括質問を終わり、あとは一問一答方式で質問をさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、町づくりについて町長の考えを問う質問の中で、まず第1に、職場づくりについて執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

町長のほうから答弁をしていただく前に、出向先である教育委員会のほうから先にさせていただきます。町長お許しを。

私は、実はそれなりの答弁書をつくっておりましたんですが、今、吉富議員から暗いと、

それも町民センターも暗いと御指摘がありましたので、一瞬戸惑いを感じております。本当は私たちの町民センターこそ町内外からの来訪者が一番多いところでございますので、私も職員一同は明るく対応できるようにとかねがね話し合いもしておりますし、かつ来訪者については礼節を重んじるように職場づくりを努めているところと私は判断し、かつ推進もしてきております。ただ、やっぱり外から来られる皆さんの目からすると、それでも暗いということだったかなと今深く反省しているところでございます。

ただ一つ、きのうはきのうでもお褒めいただいたことがあります。窓口のほうにはいつも生花が置いてある、造花でない生花が置いてあると褒めていただきました。それは一つのあらわれだと、そう思っています。笑顔をつくっていただきましたので、ありがとうございます。そんなぐあいにして私ども職員一同はお互いに研さんし合って努めて明るい職場になるように、声は非常に高く「いらっしゃいませ」と出ていると私は思っております。

次に、また内部事務につきましても教育課、生涯学習課、2課あるわけですけど、お互いに連携プレーしながら、青パトだとか、あるいはその他ボランティアとの連絡協議会、あるいは文化協会、体育協会、学校等へのいろんなバックアップはお互いに協力し合って垣根を越えて2つの課、時間差をつくりながら対応しているところでございます。

まずはこのような面で回答させていただきます。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富隆議員の町づくりについてということで、職場づくりについて言及がございました。私も戸惑いを感じておりますけれども、私も答弁を用意しておりましたけれども、これまで明るい町づくりということで庁舎におきましては、あいさつ日本一運動、町民センターが主導で進めていただいております。朝から職員、交差点に立ちながら子供さんたちにお声かけをしていただき、交通誘導をしております。また、庁舎においてはやる気がないという御発言もございましたけれども、朝、毎朝早く来られて庁舎周辺の清掃等をやられている職員もおります。あと10%、20%上峰町を何とかよくしたいという気持ちのあらわれかと常々感じておったところでございます。

議員おっしゃる、あいさつというところに関して考えると、私もまずみずからがあいさつをすることを心がけなければいけないというふうに思っておりますし、朝、職員さんとお会いしてもそういう対応をしておりますけれども、私から見て皆さんごあいさつをされるわけでありまして、今後、町民の皆様、そして議員の皆様が来庁される際もあいさつを徹底するよう議員の御指摘を受け、十分反省しながら明るい町づくり、職場づくりに努めていきたいと思っております。

少し余談になりますが、朝ミーティングをされている課もあることを承知しています。朝ミーティングをすればやはり風通しがよいといえますか、いろいろきょう一日どういう仕事を行っていくかを共有することで、その共有することと同時に風通しよく明るく仕事ができ

る環境をつくることの一助にもなると思っておりますので、そうしたことも庁内で協議しながら進められる部分があれば進めていきたいというふうに今御指摘を受けて感じたところでございます。今後、明るさが町民の方に映るようなそういう庁舎内にしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

町づくりについてで、ただいま御答弁をいただきました。教育委員会の教育長さんにおかれましてはお褒めをいただいたと、こういうことで御答弁がございましたけれども、花に負けているんじゃないの。花は物を言わないんですよ。じゃ、教育長さんにお尋ねしますが、職場づくりの一環で館長さんを今度つくられましたよね。これは教育長さん、どのような形で採用されましたか、御説明をお願いいたします。

○教育長（吉田 茂君）

あと橋本議員のほうからも質問が出ておりますので、そこで詳しくとは申しておりましたが、その前に吉富議員さんのほうから質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

これまで私ども機構改革の前までは教育次長の制度を導入しておりましたので、教育次長と教育長でその分は分担しながら推進をいたしておりましたけど、今回の機構改革に伴い次長制度が廃止されましたので、あわせて公民館長を置くということを提唱したわけでございます。公民館長を提唱するのは社会教育法では教育長の任務となっておりますので、私のほうは時間的な余裕はさほどありませんでしたけど、勢い周囲を見ながら推薦に当たった次第でございます。

○8番（吉富 隆君）

再度教育長にお尋ねでございますが、この採用の経緯については3月定例会の折に予算特別委員会の中で議会も公民館長をつくる予算については同意をしたところでございます。その中でだれをとという話も出ました。それは今からですよという話でございましたので、非常に計画性がないというのは冒頭申したとおり、計画性がないんじゃないですか。予算をつけてだれをどうするという事さえ出てこない、これ問題でしょう。そして、時間がないで、そういうことが許される問題ではないし、答弁とは僕は思っていない。そうでしょう。いろいろと町民の声はここで出てきていますよ。そういう問題があるから、特に教育委員会は暗い、やる気がないと、こう申しておるんですよ。我々が行ったって、僕があいさつしなきゃいけないじゃないですか、当然。しないでしょ。これでいい職場づくりができるか。

一番大きな問題として財政問題、クールビズ何でやっておると。やる気がなけりゃ何もできないと僕は思う。そうでしょう。公民館長という長がつく採用に当たって公募もしない。いっぱいいるよ、人材は。何ですか。予算書見たでしょう。教育委員会にも臨時職員が1人配置されるようになっているはず。3カ月しかたってない。できるはず、そこでね。当初

予算に計画的に。人事案件ですよ。本当にそういった町であっていいのか。今、財政が厳しい、厳しいと同僚議員も言う中で質問を控えてあるんですよ。その反面、5%当初予算では上がっていますもんね。そういう予算の組み方で本当にあっていいのか。危機感があればそういうことはないであろうと。本当に町づくりをするに当たっては、厳しさは厳しさで町民の皆さんに理解のいくような説明をやっていく、それが基本中の基本であろうと。だから、厳しい本当に嫌われ者でいいんですが、やる気があるの、職員さんにと言いたい。

滞納だって幾らあると思うんですか。個人別の滞納者ベストテンを資料要求しております。ワーストワン幾らと思うんですか。8,668,500円ですよ。これ1人の方だと思う。法人では6,661,300円、これも大きい、両方合わせると幾らと思うね。54,000千円ですよ、滞納です。本当に町長さん初め管理職の方は危機感を持って日々の仕事に当たってもらわなきゃ。

今までの議会の中で私が記憶しておりますと、議員の皆さんから「第二の夕張」という言葉を再三再四聞いてきました。今、上峰町大丈夫なの。うちの財政どうなっているの。幾ら財調あるの。財政調整基金と財調は違うよ。そういったことを含めて町長さんの今後の方向性、町づくりに対して。全部一遍には町長だってできるわけない。何を言っても職場づくりをきちっとして明るい職場でやる気を起こす職場づくりであってほしい。何で教育委員会暗いか、教育長一番わかっておるじゃないですか。公民館長の指示が強過ぎるからでしょうもん、はっきり申し上げて。教育長がそれ指示しよつとでしようもん。違う。だからこそ暗いんですよ。不満があるから。いろいろ問題も起きているでしょう。そういったことの解消を特にやっていただかないと、採用については問題にしますよ、今後も。法律に基づいてやっておられるとは思いますが。しかし、今の常識では公募なんですよ。臨時職員だって公募、職員採用だって公募されています。これはしつこく同僚議員が質問をしておられました。まだ記憶に新しい問題である。本庁においてもそうなんですよ。僕は余り議会に来て役場の中に出ないようにしていますが、外から見てみますと本当に活気がない。それは全部が全部というわけじゃないですよ。全体的に見たときにそうなんです。

だから、町長にお尋ねをしますが、職場づくりについて町長がリーダーシップをとってほしい。こうしなさいとか、草むしりしよると、当然僕も見ていますよ。教育委員会の方があそこに立って誘導しよんさつとも見ておるわけ。それとやる気がある、ないというのは、せんばけんしよっただけですよ、私に言わせりゃ、そうでしょうもん。本当にやる気があるというのは、やっぱり見た目で見える町長。町長だって僕があんた、「おい、町長」と言わないと声かけんやないね。町長さん、じゃ本当にあなたがやる気があるなら、きょう副議長からも注意されよつとが服装の問題、名前札つけている、町長さん。つけてないでしょうもん。町長自体から本当にやる気があるのかと、ね、町長。そいじゃいかんやん。今後の対策として、町長、あなたが町長になった時点で全国的に有名になった武蔵町長ですよ。去年、議員研修で宮城県に行きました。「日本で一番若い町長さんのところですね」と知っているわけ

ね。もう3年目に入りました、町長。あなたの考え方をきちっと職場づくりから町づくりについて一遍にできるものじゃないので、何かをやってくださいよ。まず、そういう意思があるかどうかをお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富隆議員の御指摘でございますけれども、今お話を聞いていて本当に深く反省するところであります。何かを変える、職場の雰囲気を変えるにしても、何かを変えるときには自分こそが正しいという姿勢でアプローチしている限りは変わらないとまず思いますし、私自身がまず変わらなければ皆さんも変わらないということだろうと、何事においてもそうだろうと思います。その意味においては、私自身が3年目を迎えて、さらに今後明るい職場づくりに努めていくためにみずから発信をしていかなければいけないなど、そうした意味で反省をしたところであります。

町民の皆様から、役所のほうに意見として暗いということは聞いたことは役所としてはないわけでありますが、議員の御指摘のとおり、いろんなお声を聞かれているようでございます。私自身もそうした御意見をほかの議員からも聞いたことがございますし、今後、自分が変わることから明るい職場づくりに努めていかなければいけないなど深く反省をし、ここで改めて気を引き締めて再出発させていただきたいなということを感じた次第でございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

町長さんから御答弁をいただきまして、大変ありがたく感謝申し上げる次第でございます。

町長さんね、言うことはやすいんですよ。いいですか。実行することが難しい。全部一遍にせろとは僕は申しません。何か1つでもいい。こういうことをやっていくと。それは頑固にやっていただいていると思う。町長の権限でいいと思う。僕はそうやってほしい。

町長、約束ば守らんばいかん、約束ば。何回も私との約束破つとるもんね。披露してよかですか。だから、私は厳しく今回はやっている。3月はしなかった。みずから方向性を変えるということで期待はいたします。いろいろな外野席の話もあるであろう。信念を持って職場づくりに努力をしていただきたい、こう思います。それは本議会での約束事でございますので、9月にこの問題を出さないような形で何かをひとつ取り組んでいただければと思っております。

そういった町長の答弁には期待をしているところでございますが、教育長ね、館長の選び方についてはまだ納得できない。僕は納得できない。だれを雇う、かれを雇うとかいうことは問題じゃない。だれを雇ってもいいんですが、余りにも職権を持たせ過ぎじゃないの、館長に。違う。いろいろと批判出ていますよ。修正しなくちゃ町長の立場ないよ、言うておくが。ないですよ。あの職はだれが決めたの。教育長でしょうもん。どうしてですか。課長が2人いるじゃないですか。これ命令系統図を見ると、課長の下に館長はなっている。これも

間違っていると思う、僕は。副課長の下だと思う。そういうふうな改革をしなきゃ、この問題はとことんずっと行きますよ、僕は。よかですか。今後についてもこういった問題についてはびしっとした、町長さんにもお願いしておくんですが、やっぱり公募をすると、いろいろないい人材が上峰にもまだいっぱいいると思う。だれがどうのこうのじゃなくて、推薦しましたと堂々と言われるから、本当に推薦したの。どういうきっかけでその推薦したんですか、内容は。もう少し僕は様子を見ます。余りにも権限持たせ過ぎ、机の配置も変えなさいよ。職員とのトラブルもあっておるでしょうが。そういう苦情は議会には入ってくるんですよ。うそじゃないでしょう。だから、そういうことはきちっと教育長やらなきゃ。よかですか。9月の議会にまた言いますよ。

そういうことで、職場づくりについては町長さんに御期待をして、厳しさはなからんばいかん。本当は職場づくりよりも足腰の強い財政に向けての方向性というのをを出していただきたいもんですけれども、これは財政と滞納については議長、一緒にやっていきますので、進め方をよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

財政について、そして滞納問題について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

先ほど吉富議員さんにつきましては町長のほうにというお尋ねでございますが、ちょっと時間をいただきまして、私のほうからまず今現在の財政の概要を御説明させていただきたいと思っております。

本町では、平成20年度から地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を初めとする各種交付金事業及び平成21年度からの緊急雇用創出基金事業の実施によりまして、財政的な制約から停滞しておりました部門への事業を推進することができてまいりました。

また、財政の主要指標で申し上げますと、将来負担比率が平成19年度、211%から平成21年度が155%へ、実質公債費比率が平成20年度、23.7%から、平成21年度、22.8%へと、わずかではございますが、改善傾向をたどってまいりました。

また、財政調整基金の積立現在高も平成19年度で73,000千円であったものが、21年度決算では170,000千円ということで増加をしてまいりました。

現在までの取り組み、それから財政的な流れを維持していくことによりまして足腰の強い財政が構築できるというふうに考えておりまして、関係各位にはぜひとも御理解、御協力を賜りたいということで担当課としては願っております。

以上でございます。

○税務課長（白濱博己君）

8番議員の滞納問題についてということで、3点ほど資料を差し上げておるところでござ

いますが、まず、1点の滞納の状況ということで、先ほど8番議員のほうから概略を指摘されておりますが、資料を8番議員に差し上げておりますので、税目別に調定額、収入額、不納欠損額、未済額ということで徴収率も含めて説明をさせていただきたいと思っております。合計で説明をさせていただきます。

まず初めに、町民税についてでございますが、調定額、済額が481,021千円でございます。そのうち収入済額が460,365千円でございます。不納欠損額は1,022千円、収入未済額が合わせまして19,633千円でございます。徴収率につきましては95.7%でございます。昨年よりは1.1%増になっております。

続きまして固定資産税でございますが、調定済額が801,954千円、収入済額が738,075千円、不納欠損額が合わせまして3,751千円、収入未済額が60,127千円、徴収率につきましては92.0%でございます。昨年より2.4%の増となっております。

軽自動車税につきましては、調定済額23,043千円、収入未済額20,840千円でございます。不納欠損額は182千円、収入未済額が2,020千円でございます。徴収率90.4%。この件につきましても2.1%の増となっております。

市町村たばこ税、それから入湯税につきましては収入済額一本で説明させていただきますが60,055千円、入湯税につきましては収入未済額1,250千円でございます。

町税の合計でございますが、調定済額が1,367,325千円、収入済額が1,280,587千円、不納欠損額が4,956千円、収入未済額が81,781千円です。徴収率は93.6%で、1.8%の増となっております。

国民健康保険税についてですけれども、調定済額が231,588千円、収入済額が176,531千円、不納欠損額が2,511千円、収入未済額が52,545千円、徴収率は76.2%。この件につきましても0.8%増となっております。

先ほど議員御指摘のように、滞納繰越につきましては現年分で30,372千円、過年度の滞納繰越分で103,952千円で、合計で134,326千円となっております。昨年よりも約9,000千円減でございますが、不納欠損額を7,460千円ほどさせていただいておりますので、まだまだ徴収が足りないというおしかりのもと、今後につきましても、徴収に全力を挙げていきたいということで考えておるところでございます。不納欠損と高額滞納につきましては、後でさせていただきます。

○8番（吉富 隆君）

今、課長さんのほうから資料の中身を御説明いただいたわけですが、資料をいただいておりますので説明は要らないんですよ。今後、この問題をどう対策していくのかという問題が大事であろうと思っております。微妙ながらパーセンテージは上がっておるようでございますが、30,000千円強の滞納があるわけですから。

じゃ、そこでお尋ねをいたしますが、個人別ベストテン、先ほどちょっと申し上げました

が、8,668,500円。これはお一人の方が滞納をされておるといことでございます。大変大きな数字でございますが、この問題を今後どうとらえていくのか。差し押さえはすると言われておりますが、これは恐らく何年間もかかっての滞納の金額であろうと見ております。個人でこれだけ1年間でたまるような金額ではなかろうかと思っておりますので、そこら辺の問題も大きな問題として、10人で36,000千円ですから、これをきちっとした形をとらないと、これふえていますもんね。まだふえると思う。なぜならば、東北の災害における大きな日本の財政というのは動くであろうと思っております。どういう根拠でこれ申し上げておりますかと、原子力発電所の問題がある。電気の供給。全国で54基の原子力発電機がございます。今の状況によると、きのうのテレビでございましたが、来年の春には54基ともとまるようでございます。そうしますと、東電の発電量に匹敵する。そうしますと、企業は日本から出ていくであろう。そうしますと雇用問題が発生してきます。大きな問題にもなりかねないということで、今国会で物すごい議論がされている真っ最中でありまして。そういったことを踏まえて、じゃ我が町はどうするのか。去年は特会が1億円前後の金が来たので何とか運営ができたとして私は判断しております。企画課長の今のお話では、財政調整基金170,000千円、とんでもない話よ。私にそういう数字は通用しない。170,000千円の財調があるならば、ああ、町長よくやったなと僕は思います。170,000千円の金、23年度の予算で使うんでしょもん。使わないの。使うでしょう。

去年だったでしょうかね。副町長の問題で12,000千円の予算を組まれて否決になった。そのお金は財調に積みという指示を議会はしました。ないでしょう。我々議会が10%削減を報酬からしております。10人で10%で3,000千円、議員年金が6月1日からなくなります。町負担が3,000千円少なく政府に払わんでいいようになるわけですから、そういった金を財調として積むべきであると思っております。いつでも取り崩せるような、何があっても取り崩されるようなお金を貯蓄するのが財調だと僕は思っています。財政調整基金とは意味が違ふと思っております。よそのまちも起債というのは上峰町とそう変わらないんですよ、あるのは。ただ、財調があるんですよ。3億円なり5億円なりのですね。そういう町に町長してほしいというのが私の願いであって、だから厳しいことも言わせていただいております、本当に。もっともっと計画性を持ってやるべきだと。3月の当初予算が終わって3カ月たった6月議会で補正、人事案件、とんでもないよ、これ。私も12年議会においてお世話になってはいますが、こういうことはないよ。だから町長がきちっとした形を素直な気持ちになられて言いづらくなりましたけれども、やはり厳しいところは厳しくやっていかないと町長ね、できない。議会だよりも載せることができんです、言っておかないと。そういうことも含めてでございますが、今後、足腰の強い財政づくりに町長のお考えをまずお尋ねを1点します。

それと滞納問題について町長はどうお考えかですね。今後どういう対策で取り組みをされるのか。それともう1点、毎週月曜日に課長会をされてはおりますが、何を話されているの。

こういったことを課長会でやらなきゃ、今週の目的は何だというようなことぐらいやらなきゃ、何もやってないんじゃないの。厳しさが足りないというのはそういうところを指して僕は言っていますので、そういったものを含めて、町長、2点だけお尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富隆議員のお尋ねでございます。足腰の強い財政どうつくっていくかということでございます。

この間の、さきの議会から議員さんのほうからさまざま御質問があったように、私もその際お答えしたと重なることで申しわけなく存じ上げておりますけれども、やはり交付税というものが21年度は大きく本町としては伸び率としても県内でも14.8ということで、かなり大きな伸び率で、単年度の赤字に転落せずに済んだという経緯もありますし、地方交付税、これが一番財政の歳入の中で大きな部分を占めるわけでございますので、今後とも町村会等を通じて地方交付税の増額要求はしていきたいということと、上峰町内における取り組みとしては、やはり町有地の売却というものに力を入れていくということに尽きると思います。また、歳入増の施策という観点ではなく、滞納の徴収に努めていくために今年度から滞納整理推進機構に行かれた職員のノウハウを持ち込みながら収納係というものをつくらせていただいておりますし、この収納の強化を図っていききたいと。先ほど担当課長から答弁ございましたように、差し押さえ等もちゅうちょなくやっていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

特効薬は企業誘致だと思っております。町有地数カ所ございますので、ここにいち早く企業誘致、もしくは企業以外の法人でも結構ですので、来ていただくという形で税収増に取り組んでいく。また、一番大切なことは、これは21年就任してからも考えて、皆様にもお伝えしてきましたとおり、起債を伴う事業、これを極力避けていくということが大切じゃないかと思っております。しかしながら、維持管理、機能強化という部分で坊所地区の農村集落排水の機能強化等は供用人口に迫る人口の転入が見られておりますので、オーバーフローをしかねない状況に近づいてきておりますので、緊急性があるということであるべく早い段階で事業を実施していきたいというふうに考えております。

努めて極力入りをふやして出る歳出を減らすということが運営においては大切で、今後とも庁舎内部において協議を重ねながら財政の健全化を果たしていきたいというふうに思っております。

また――済みません、長々と申しわけないですが、一般会計、特別会計以外の債務負担行為がございます。これについても将来負担比率を押し上げている部分がございますので、この債務負担行為の対象となっている上峰町中央公園の下の土地について早急に買い戻しを行っていくということで、ことしも5カ年計画でことしから買い戻し予算を計上させていただいているという状況でございます。

済みません、雑駁でいろいろ飛び飛びになりましたけれども、足腰の強い財政、できることは限られておりますし、この範囲の中で粛々と進めていくということに尽きると考えております。

済みません、そしてもう1つ、先ほど吉富議員からお尋ねで私がちょっと把握できなかったんですが、2つ目の御質問についても一度教えていただくことはできますでしょうか。

○8番（吉富 隆君）

財政については町長さんが今言われたとおり、歳入を多くして歳出を小さくしていくということだろうと思います。それは行動をしていただくことが大事であろうと思います。行動をすることに。町長よかですか、行動をしていただく。ここで言ったことは行動をしていただくということでお約束をさせていただくようお願いをしておきたいと思います。

もう1点、滞納問題についてでございます、これよりか大きな金額がございますので、今後の対策としてどうされるかお尋ねをしているところでございますので、御答弁のほどをお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

大変申しわけございません。8番吉富議員のお尋ねにお答えさせていただきたいと思いません。

まず、先ほどの企業誘致、行動という部分で申し上げますと、県の企業立地に関する所管をする課の方々ともお話しする中で、今年度、佐賀県工業開発推進協議会の総会を東部支部、上峰町で行っていただくという場をつくっていただきました。この中で東部地区の企業の方一斉にお集まりだということですので、そこでぜひとも町有地の売却に向けた売却促進のPRをさせていただきたいというふうに考えておるところでございますし、「企業立地の御案内」という佐賀県が出されているものがございますが、この中にも上峰町の対象となる即戦力の工業用地について掲載をさせていただいております。もっとアピールの仕方を考えながらホームページ等をさらに活用していくことも考えていかなければなと思っておりますが、滞納ということで先ほども若干触れさせていただきました。今年度は徴収アドバイザー篠塚三郎先生から先日も御指導いただきながら、収納係を係として設けさせていただいたわけでございます。これまで臨戸徴収でなかなか滞納者から徴収ができなくて、費用対効果として合わない仕事をしていた部分も多々あるかと思っておりますけれども、今後は、納税は国民の義務という視点で滞納強化を進めると。具体的には、差し押さえ等をちゅうちょなく行っていくということを考えておるところでございます。

また、課長会議、週に一度月曜日の朝8時半から行っております。この課長会議のあり方というもので私も、今、形骸化しているような御発言を議員からいただきましたが、課長会議の中では課長間の連携、そして連絡事項等の協議をされております。これについては、これがなければ逆に連携が難しいということもいつも感じておりますし、私自身も町の方針、

やる気を先ほど来言われておりますように、あいさつにしてもやる気を出していくようなそういう指導というか、そういうことをやっていきたいなというふうに感じております。

あれもこれもはできませんが、1つやれということでありますので、今後、私自身が変わりながら職員の皆さん明るく元気に過ごせる環境をつくっていきたいと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

町長さんも随分お変わりになったかと、町長らしさが少し出てきたかと評価もする必要があるのかなと思っております。そういった中で、税の仕組みがいろいろとあるようでございますが、やはり住民税とか、その中でも普通徴収とか年金徴収とか、いろいろ分かれているようでございますし、その中で一番わかりやすい固定資産税、年間4期に分かれていますよね。そうしますと、ことしが23年ですから、23年については2月28日が納期日ですよ。ずっと日にちが決まっておるようでございますが、国民健康保険については10期とかいろいろあります。ただ、1期、何月何日まで納めなさいとなっているはずなんです。違う。なっておるでしょう。そうしますと、その日にちを1日超えれば税務課長は未納という言葉を使うんだけど、滞納と変わらないんですよ。納めなかったんだから滞納でしょう。それを未納と言うの。滞納というのは1年超さなきゃ滞納と言わんの。そこら辺の仕組みというのが私もわかりませんが、私はおくれれば滞納だと思っております。

そういった仕組みの中でこういうふうに我々もつくっておりますが、何月何日まで1期目は納めなさい。2期目は何月何日までですよというのが納付期間だと思う。一括で納めることもできるわけですが、これは最後の、例えば国民健康保険税で10期目に全部納めてもいいの。滞納と言わないの。言うでしょう。例えば、うちの町が5億円でも幾らでも財調があるとするならば、それでもこの納期に税金が入ってこなきゃ町は恐らく運営できないと思うんだよ。できる。一時借金を負わなきゃならない。回すために。税金が入らんために。そういうふうになるであろうと。今までも一時借入れは上峰町ではやっていますので、税収というのはこういう期限を切つてあると思っております。違うのかな。私はそう解釈をしております。それはそれとして、後で税務課長にきちっと聞きますからいいですが、そういった中で、3月議会で議員さんの滞納問題を私が質問をしました。

その中で1つだけ教えてほしい。3月時点で議員の滞納者はいないと町長がお答えになって大変喜んだところでございますが、議会においては政治倫理条例で23年1月1日付施行となっています。その中で、平成23年の1月1日付では議員さんが滞納者がいるという御答弁をいただいております。その中で、今の現職の方なのか、前議員さんなのか、それだけを教えていただきたいというふうに思います。

○税務課長（白濱博己君）

8番議員の先ほどの答弁の前に納期限というふうなことでの御指摘がございましたが、私

ども税務課につきましては、各税につきましてはおのおの納期限が設定されております。固定資産税につきましては5月、7月、12月、2月ですか、ということでの納期限、また住民税につきましてもそうでございますが、おのおの納期限がございます。私どもは納期限内に納付してくださいということでの推奨を広報が2カ月に一遍出ておりますので、毎月毎月、字は小そうございますが、納税相談と一緒にお願いしております。

それで、未納と滞納というふうな言葉の表現でございますが、例えば、22年度中の税金につきましてはおのおの納期限がございます、納期限を過ぎたならば20日以内に督促を出します。督促を出した20日過ぎてから100円ということ督促がつきますが、納期限後1カ月が延滞金が4.3%つきます。1カ月超えたら14.6%つきます。ということで延滞金はつきますが、私どもは当初申しましたように、納期限の納付をお願いしますということであります。なぜかということであるならば、先ほどの財政状況なり納税者の皆様には不利益を与えるというふうことで大切な町費を賄う財源でございますので、その分につきましては納期限を納めて有効のために税金を使うという趣旨から納期限納付をお願いしますということであります。22年度の納期を過ぎた分につきましては、5月31日までは未納金というふうなことでとらえておりますが、5月31日を過ぎましたならば滞納繰り越しということで6月以降滞納金という言葉私どもは使わせていただいております。

続きまして、先ほどの3月議会で私が答弁した内容でございますが、御承知のとおり個人の税情報につきましては、税務課職員につきましては地方税法の22条、それから地方公務員法による34条の守秘義務がございます、開示というふうなことにつきましてはできないというふうなことになっているのは皆様御存じのとおりだと思います。滞納対策につきまして滞納者がいるというふうな形では問題があるかと思っておりますが、その情報につきまして保護されるべきものでございます。ということで、私個人的に専門の機関のほうに問い合わせをさせていただきました。その答えと申しますか、内容的には、議員さんの滞納の有無につきましては現在の状況については答弁することは問題はないかもしれませんが、議員さんの有無にかかわらず過去の滞納につきまして答弁することにつきましては個人を特定することにつながる可能性があるということでございますので、その個人情報保護、また地方税法、地方公務員法の観点から答弁すべきではないと。不適切であったというふうなことでございました。ということでございまして、私、3月議会で答弁した内容につきましては大変反省し、不適切であったということで思っております、この場をかりておわびを申し上げたいと思っております。どうも失礼しました。

先ほどの議員さんの趣旨ではございますが、答弁はしております。1月1日現在議員の方に滞納はありということで答弁しておりますが、そのときの私の状況につきましては、1月1日現在、議員の在職にあられる方というふうな観点で答弁を差し上げたということで記憶しております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

大変税務課長さんも御苦労されているようでございますが、だれにお聞きになったか知りませんが、奈良県を調べてください。よかですか。政治倫理条例できちっと決まって、公表をすとなっていますよ。あそこは。問題ないと。よかですか。町の名前も教えますよ、電話番号も。そういう実績があるから、うちのまちもつくったんですよ。我々議会が手本を示そうよと。議会でこれだけ町長にでもだれにでも滞納問題で厳しく言うじゃないですか。議会人が納めとらんもんのおつとに言われんでしょうもん。当たり前のことじゃないですか。それは前議員ですか、今度新しい議員さんですかと聞いたぐらいに言ったけんで別に何もなわけですよ。言われんと税務課長が判断するなら、それもよかろう。それを責めるわけじゃない、僕はね。できないと言えね。できないにすれば、それは町長から処分対象だもんな。死活問題やもんね。それは私は責めませんが、これはもう少し私も勉強させていただきます。できるはずです。法務省とも関連してお願いして代議士の秘書さんがやってくれた問題ですから、2年がかりでこれ解決していますよ。それはつけ加えておきたいと思っております。

この滞納問題については町長さんも非常に冷静な答弁をされているようでございますが、1つ確認をしておきます。これだけ大きな個人的な滞納者がいる。今、白濱課長の答弁によれば、5月の出納閉鎖を過ぎたら滞納という言葉を出されております。それまでは未納だと、これ解釈しようによっては1年間待って納めてもいいよねと僕はとりますよ。そうでしょう。これ飛び火しますよ、町民に、こんな生ぬるいこと言ってたら。だから、議会がいろいろ議論はありますよ。襟を正そうよと、議会みずからやりましょうよと、自分に厳しくしながら行政にも厳しく質問をしていくというスタイルをとったわけですから。未納と滞納の違いというのは、僕は同じだと思う。期限をきちっと課長、こうして納期限ばしちゃっでしょう。そしたら、この期限内に納めんやった場合については、これ利子つけて取るわけでしょう。じゃ、滞納でしょうもん。違うの。これはもう少し僕も勉強をさせていただきます。9月にまたきちっとした形で質問をさせていただきます。

そういったことで町長さん、滞納問題については大きな問題でございますので、町長さんが楽になるような、財政面で楽にできるような形をとっていただきたい。いやが応でも差し押さえすると。差し押さえをしたら競売までやってくださいよ。基山町はやっているよ、どんどん。うちの町だってやったからといってどうということはないと僕はないと思います。そういうことで、これはお願いをしておきます。まだ3月から6月ですから、9月には進捗状況を質問いたします。その中で動きがなければ町長さん、うさごと言うたないと、こういうふうになるので、そういうことにならんようをお願いしておきます。

議長、先に進んでください。

○議長（大川隆城君）

では、先に進みます。

ボランティア活動について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

私のほうから、吉富議員の町づくりについて、ボランティア活動、行政とボランティアの関係について答弁をさせていただきます。

社会福祉協議会の所管ではありませんけれども、上峰町ボランティア連絡協議会が社会福祉協議会のほうで所管されております。今年度が8団体124名で構成されており、その8団体というのが、おたっしや環グループ、音訳みらい、民生児童委員連絡協議会、もみじ会、ふみの会、手話サークル、食生活改善推進協議会、上峰町グラウンドゴルフボランティア協議会、以上8団体ですけれども、このうち健康福祉課と密接な関係のある団体というのが民生児童委員連絡協議会、こちらのほうが会員21名であります。それから、食生活改善推進協議会、これは会員数19名であります。こちらにつきましては行政、我々健康福祉課にとってはなくてはならない密接な関係の団体であると認識をしており、今後ともこの活動に健康福祉課としても尽力していきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

課長、大変ありがとうございました。2団体が課長さんのところの所轄で関連が深いようございまして、ぜひともこのボランティア活動については進めていただきたいなと思っております。

そういった中で、またボランティア活動なのかどうか分かりませんが、老人会に教育委員会のほうから学校の見回りをされているようございまして、大変いいことだなと思っております。そういった中で、何のためにそれはやるのかといえば不審者の問題等々ございまして、やっておられるようございしますが、最近、不審者が出たような話はないですか。教育長にちょっとお尋ねをいたします。

○教育長（吉田 茂君）

吉富議員の質問にお答えさせていただきます。

不審者は出ております。2回ありまして、1回は中学校の北の道路でございます。それともう1回は、下坊所から出てくる町民センターの角から下るあの4差路のところに出ております。声かけ事案でございまして、あと結果的には子供たちにはかねがね見知らぬ人から声かけられたら、ぜひさっと手を引くように、あるいは「こども110番の家」にするようにというぐあいに学校側も含めて私どものほうも指導しておりますので、その案件はありましたけど、それ以上のことはありませんでした。声かけ事案で終わっております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

そのようなことが耳に入ってきたもんですから、今後の対策としては、きちっとした形をとっていただくようお願いをしたいなと思っておりますし、何か不審者というよりも変態のような話も聞いております。何か下半身裸になって云々という話を聞いておりますが、いわゆる坊所城島線を下ったところのシティ開発の手前のほうのようでございます。そういった中で、あそこに草ぼうぼうの畑がございますので、それを町長何とか町で草を切るようなことはできないのかなと思っております。ぜひともそういう陰ができるのでそういった不審者が出るような問題であろうと。町民の皆さんからの声でございますので、本議会をお願いをする次第でございます。町長、よろしく願いをしておきたいというふうに思っております。

では、先にお願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

町村合併について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員のお尋ねでございます。町村合併についてという項でございますが、先ごろの議会での発言に沿ってお話しせよということございました。

3月の議会においては、吉富議員のほうから私が聞き取ったことと若干違うかもしれませんが、御了承ください。「対等の合併の話であれば早急に手だてを考える」というふうに私は議事録を見ていただいてわかるとおりの答えをさせていただいております。実は、その後、吉富議員から隣町の首長さんは対等合併に前向きだというふうに私が受け取ったということから先ほどの発言、前述した発言になるわけですがけれども、寝耳に水のような話でありましたので、隣町の首長さんに確認をさせていただいたわけでございます。

その話の中で、対等合併なんてとんでもないと、そんな発言はしていませんということで違うということをお伝えくださいということをおっしゃいました。そこで、何かキツネにつままれたような感じになりましたので、議事録を広げますと、吉富議員も財政問題だけで合併をしないと言っている首長さんはいらっしやらないと表現をされているのみでございました。これはまさに吉富議員がさきの議会で仰せのように、財政は障害であるが、それ以外にもたくさんの障害はあるのだと隣町の首長さんの心持ちをそういうふうに理解するのが普通じゃないかなと私は考えております。

でも、吉富議員の発言に対してどうそしゃくするかということは別に問題じゃないと思っております。吉富議員自身も合併を前向きに行っていきたいということは大変ありがたいことだと私も思っているからであります。ただ、総論賛成で、各論に入ると協議が失敗するということも意見の異なる相手とさまざま協議をこれまで町長に就任してやってくる中で学んだことでもありますし、この大きな合併という町の運命を決めるような話題においては無鉄砲

に、前向きなだけで実態を隠しながら進んでいっては協議がいつかだめになるだろうということは安易に想像できますので、私自身は、この合併を失敗させないために今私たちがやっていることを御理解いただきたいというふうに考えております。

よく言われるように合併というのは結婚みたいなもので、ほかの自治体との結婚であります。だから、今ありのままの姿を町内外にお知らせする必要があります。まず町内、私は今財政状況というものを今後町民の方々にお知らせをする中で、もっとわかりやすく披瀝をしたいというふうに考えております。隠すようなことではありませんし、一般会計、特別会計のほかにも先ほど来申し上げているように債務負担行為等で10年間以上、供用開始しているにもかかわらず買い戻しができていない状況でもありました。この施政方針でも申し述べてまいりましたヤミ起債という表現を使いましたが、これについてもヤミ起債という言葉を使うのは何事かという御指摘を受けましたけれども、明らかに10年間以上放置され利子も10,000千円以上になっている。しかも、既に供用開始をされていて国、県から厳しい指導が来ておるわけでございまして、これを計画的に買い戻していく必要があるという状況を、みやき町土地開発公社を構成しておりますみやき町の議員の方々、理事の方々にもお伝えしてきたところであります。みやき町の方々からすれば、早くこれを買い戻せということは前から言われておりましたし、本町としても計画的に実行していくことで理解をいただきたいというふうに思っております。

こうした町内外に向けて、今の上峰町の財政の状況というものはこうなんですという等身大の上峰町の姿をまず理解していただき、そして、そこからどう変わっていくかというところまでお伝えをする中で、それと並行して広域行政において一部事務組合、ごみと介護、消防、上水道もそうですが、やっておりますし——上水道は済みません、企業団でございますので、それに当たりませんが、親和性をこの東部地区で高めていくことと、またそれと並行して財政の健全化、財政調整基金の積み上げをしっかりと行っていく中で、上峰の財政状況は変わったということ内外にアピールし、最後にアンケートをとらせていただき、町内の機運を高めるということで失敗しないための合併を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

これまで一貫してお伝えしてきましたとおり、町村合併、合併特例法の期限も切れまして腰を据えて取り組むということを申し上げてまいりました。腰を据えてとはどういう意味かとお尋ねがありそうですけれども、当町の財政状況の改善と先ほど申しました3基金の積み立て、そして合併協議の入り口に支障のなきよう、例えば、戸籍の電算化等の事業を積極的に進め、広域等において、一部事務組合において信頼性を高めていくことと並行して時間をかけてでもやっていくということです。そして、その取り組みがなければ相手側も恐らく満足のいく合併にはなり得ないと思いますし、本町の町民の皆さんの満足度を最大化することはできないというふうに思っておりますので、今後とも皆様とこういう形で進めていくこと

を御了解いただき、何とか特に一番重要な財政の健全化というものに後押しを賜りますよう
よろしく願い申し上げたいと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

長々と町長さんが合併についてお話をされておりました、前回の質問等について非常に
誤解があったようでございますが、私が質問したとおり御理解をいただいたようでございま
すので、この合併というのがそう簡単に相手がおること、できるものでもないし、財政、
町づくりが先だと、町長のお考えのようでございますので、今後においては町づくり、足腰
の強い財政づくりに専念をしていただいて、それなりの町づくりができた時点で合併の問題
を再度質問させていただくことにしたいと思っております。必ずや我々としても吸収
合併では納得できない。やっぱり合併するとするならば対等です。と同時に、これは行政主
導型ですから、町長が音頭とってもらわないとできない問題ですので、御理解をいただき
たいというふうに思います。

時間の都合がございましたので、先に進んでいただきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

国道・県道整備について執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、本町の国道並びに県道の整備状況につきまして答弁申し上げます。

国道34号線につきましては、平成16年度、国道34号線鳥栖神埼間整備促進期成会を鳥栖市、
みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、神埼市の2市3町により立ち上げを行いました。現在行っ
ている事業といたしましては、国に対しての各市町の重点箇所の要望活動でございます。

本町におきましては、切通交差点の改良並びに歩道設置の要望をしているところでござい
ます。今現在の進捗状況でございますけれども、町独自の要望書等を掲げるために現地立
入調査、測量の同意をお願いする説明会を平成20年11月に行ったところでございます。また、
国道事務所に出向き、所長との懇談の中でこの地区の実情を理解してもらうため、国道事務
所、町、そして地元との意見交換会の場を設けることになり、平成22年11月に地元との意見
交換会を行っております。地元の反応といたしましては、現地立ち入りの同意につきまして
も非常に厳しいものがあり、なかなか先に進めないのが現状でございます。

続きまして、県道の整備でございます。

本町におきましては、佐賀川久保線、中原三瀬線、北茂安三田川線、神埼北茂安線、市武
神埼線、坊所城島線の県道がございます。今、県道の事業として動いているのが神埼北茂安
線であります。この県道につきましては、平成21年10月に上米多工区が完成し、供用開始を
行っております。

現在、工事区間といたしましては上峰町九丁分、江迎工区とみやき町の江口工区が平成25

年度開通に向けて事業を行っておるところでございます。

また、町といたしましては、この区間が終わり次第、中村地区への事業を行うよう県への要望を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

国道、県道について説明をいただきましたけれども、切通の問題については、江崎課長さん御案内のように去年の7月だったと記憶しておりますが、34号線の期成会のお話でしたら、どういう回答やったですかね、国交省は。新規事業はやらないと頭かぶせですよ。これは継続事業で私たちは認識をしておりました。その中で村田の交差点と吉野ヶ里の交差点はやるという問題について非常に私は腹立たしいものがございましたので、厳しい質問をした経緯がございます。

そういった中で、帰りに町長とお約束をしました。9月の定例会前に陳情しようということでお約束をしましたが、いまだにそのままの状況にありますので、ぜひとも町長、そういう約束を議会としたことはやっぱり行動をしていただかないと、町長に信頼性の度合いが薄れてくるんですね。その場限りの答弁じゃできない。今後においては、それはもうだめですよ。ね、町長。えらく素直に議会には反省されてやるという約束もありますので、それはそれとして信頼をせざるを得ない部分がございますが、非常によその町と比べるとおくれをとっているように感じますので、その辺についてはやっぱり町長の手腕を発揮していただきたいと強く要望をして、私の質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

以上で8番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、3時40分まで休憩いたします。休憩。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

3番橋本重雄君、一般質問お願いいたします。

○3番（橋本重雄君）

こんにちは。3番橋本重雄が、ただいまから一般質問通告書によりまして質問をさせていただきます。

一番最初に、予算編成についてという質問項目を出しております。それで、平成23年度の予算において、給料、報酬等の関係で条例どおりに予算措置がされていまして。それで、私と町長の意見交換がありましたけれども、町長さんは3月の定例会が終わって、例えば区長さんなら区長さんのほうから報酬の減額の申し出とかがあれば、それにこしたことはないというふうな言い方でありましたが、私はその時点で、そういうことを区長さんたち、また、ほかの委員さんたちが言ってこられることはないだろうということを申し出ておりましたが、その結果、どうだったでしょうか。それについて1つお尋ねをいたします。

続きまして、予算の組み方について質問します。

予算につきましては、やはり1年間を想定して計上するのが筋であろうと思うわけですが、補正ごとに計上されるというのは、余りにもよろしくないというふうに私は思います。特別な事情があるものについては、例えば補助事業が入ったとか、緊急に整備をしなければいけないとか、そういうものについてはやぶさかではないと思いますけれども、例えば防犯灯の設置経費やカーブミラーの設置経費、それからガードレール等、特に町民さんに一番関係があるようなものについては、やっぱり当初予算のときにせめて1,000千円ずつぐらいは予算を措置していただいていたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

私も今回議員に当選させていただきまして、職員の時代は余りこういうふうな話は聞いておりませんでしたけれども、最近ちょくちょくそういうふうに私に、やっぱり議員になったら、何かしてもらえと思っちゃってでしょうね。そういうふうな質問をされます。それで、役場にお尋ねすると「予算がありません」とおっしゃいます。だから、そのくらいの金は、どうかすれば出てくると思うので、最初からやっぱり1,000千円ぐらいの予算は組んでおってもらいたいなというふうに思います。町長としてどう考えられるか、お答えをお願いします。

それから次ですけれども、予算関係で、私たち1年生議員の勉強会がありまして、各課長の説明がある中で、上峰町が佐賀県の中で唯一導入できていないのは、戸籍の電子化ですね、それと学校に指導主事を置いていないということを知りました。やはり佐賀県でも1つしかないということですので、こういうやつはなるべく早く措置をしていただくようお願いをしておきます。一応、今までの部分が予算関係でございます。

続きまして、2番目に公民館長についてということで質問させていただいております。

最初に、募集についてですけれども、私が現職で役場におったときのことを考えますと、同僚議員がいつも、職員を採用するときには公募をなささい、公募をなささいということと言われておったのを記憶しております。今回どういうふうにして募集をされたか、お尋ねをいたします。

2番目に、選考の方法についてお尋ねいたします。

選考の方法というのはいろいろあると思いますけれども、最低、作文、面接、それから筆記試験ですかね、そういう最低の3項目ぐらいは選考されていると思いますけれども、どんなふうな選考をされたか、お尋ねをいたします。

続きまして、任期についてお伺いします。

条例によりますと、任期は書いてありません。それで、任期につきましてはいつまでになっているか、お尋ねをいたします。

続きまして、職務権限についてお尋ねいたします。

公民館長の職務権限については、条例、規則にうたってあるとおりでと思いますけれども、改めてどういうものかお伺いいたします。

それから、町民に対する風評被害はないかということですが、実は町民の皆さんから、今度の公民館長さんが就任されてから、私は町民センターのほうに行きたくないという意見を何人からも聞きました。そういうことであってよろしいものかなと私も思いましたので、ここに一般質問に出しておるところです。教育長さん、どんな感じでしょうか、お答えをお願いします。

続きまして、安全安心な町づくりについて、最初に原子力発電に対する交付金要請についてということで私書いておりますけれども、実は先般、新聞に記事が載っていたので、議員の皆様のお手元に差し上げておりますけれども、実は原子力の防災地区の30キロ圏内というのが新聞に示されておりました。それで、この地図を見ますと、佐賀県、福岡県、長崎県にまたがっているようでございます。それで、上峰町においてはこれは何キロぐらいになるかをお尋ねしたいと思います。

それから、続きまして、新聞の記事ですが、その裏面につけておりますけれども、玄海町のことが書いてあります。最後のほうになりますけれども、玄海町さんは今、約130億円の積立金をお持ちになっているようでございます。あそこはもう設備はきれいに何でもでき上がっております、それだけの余裕があるわけですね。やはり原発様々ということじゃないでしょうか。国のほうからしっかりと補助金も出るし、九電のほうからもいろいろな面で補てんを受けられておりますので、こういう状態になっているかとは思いますが、うちのほうから見れば、とてもうらやましい財政状況じゃないかと思えます。

それで、今回の原発の事故で、今まで安心であったはずが、今度は安心じゃないような形になってきましたので、この上峰町自体も、もし何かあれば何かの被害があるんじゃないかなという懸念があるわけですね。だから、やっぱりそういう懸念をある程度事前に予防するためには、やっぱり何かの施策も上峰町でやるべきじゃないかなというふうに考えております。

それで、この間ちょっとテレビで言うておりましたけれども、今、原発が2基、定期点検

で動かないようになっているので、これを認めないと、核燃料税が県に19億円入らないそうです。それで、県としても要するに核関係、原子力関係でそれ相当の金額の交付金来ていると思います。それで、玄海町に交付を求めてもなかなか無理だと思いますので、県のほうに、やっぱり佐賀県いっぱい影響が出ると思いますので、そういうふうな交付金の配分をほかの市町にもできないか、町長はよその町長さんたちとも組んでお願いする気があるかどうか、それをお尋ねします。

続きまして、道路の管理についてということで質問をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、先般、堤のところの県道だと思います。あれは中原三瀬線と今言うんですかね、もとは富士中原停車場線か何かと言っておった道路だと思うんですけども、あそこののり面の工事をされていたんですけども、あののり面の工事につきましては、どこがやっていたかどうかをちょっと確認したいと思います。それが1件。

それで、要するに道路ののり面については、地権者が整備をするものか、それとも道路管理者が整備するものかですね。やっぱり通学道路なんかについては、危険性があるところについては早目にそういう手だてをしておかないと、もし事故があつてからでは遅過ぎますので、そういう関係でちょっとお尋ねをしているところです。

それから、道路関係では、次に、中原運動公園に行く道路ですね。今、ウエルビジョンといいますかね、ボートの券を売っているところがあるんですけども、あそこは34号線からは、何か私有地の関係か知りませんが、進入がされないようになっておりまして、上峰町のほうから進入をやっているわけですね。それで、あの道路は実は私がちょうど企画課におるときに、中原町が公園をつくる時に、上峰町が都市計画区域を施行しておりましたので、そして、中原町はそれを施行しておりませんでした。その関係で、上峰町の名前をかりて補助金をもらったわけです。それで、いろいろそのときは議会のほうももめまして、特別委員会とかもつくってありました。それで、話がつきまして、要するに応分の負担で道路をつくらうということになったんですね。それがなぜかといいますと、あそこは道路がなかったので、遠回りして中原公園に行かなければいけなかったわけですよ。実は中原公園は、要するに上峰町の名前をかりたから、公園は上峰町に中原の料金と同額で使わせますよというような覚書も多分入ったと思います。それで、道路をつくらなきゃいかんという話になって、道路をつくったわけですけど、それをちょっと私がこの間、どのくらいかかったかなと思って見てみたら、やっぱりあの道路だけで、あの距離で128,000千円かかっています。それで、その当時、池田課長も担当者としておられたと思うんですけども、地権者の方が大変お金持ちというか、土地を大事にされる方で、なかなかその人から土地を買うのはもう至難のわざでございました。それをやっとのことで努力をされて用地買収をされて、あの道路ができ上がっているということです。それで、今あそこをどんどん通過していますけれども、道はだんだん傷んでくるわけですけども、それに対する何らかの補てんは、当然

ボートの会社のほうに申し入れをしていいんじゃないかなと私は思うんですけども、町長の気持ちをお伺いします。

それから、続きまして、土地取得特別会計で、今、坊所御陵線といいますかね、そこに金額的には46,378,770円の価値がある土地があるんですよ。サティの交差点のすぐ前です。それは、業者さんが何か駐車場に貸してあるみたいなんですよ。そこが、上峰町の部分が入っているんじゃないかなと思うので、その道路の整備はなかなかお金がないので、できないだろうと思いますが、縁石ぐらゐは境界のところはずっと入れたらどうかと思います。そして、あそこはちょうど信号があつて、一たん停止をしていますので、右折車とかが大きいのが来ると結構狭いでもんね。だから、危ないので、あの横にもう少し広げられたら通行もスムーズにいくんじゃないかなと思いますので、どういうふう考えられるか、お尋ねをいたします。

続きまして、団地内の洪水の解消についてということで、これも町民の方から何人かそういう御要望がありましたので、ちょっとここに上げておるんですけども、町内の団地、特に中の尾団地のほうで話があつたんですけども、結構長靴を履いてじゃぼじゃぼじゃぼじゃぼ行かないと歩けないぐらい洪水になるらしいんです。それで、役場に言っているけど、なかなか進まないから、どうにかならないかというふうな話を伺いましたので、どういうふうな考えをされているか、お尋ねをいたします。

それから、中の尾団地じゃなくても、ほかの団地でもそういうふうな状況が、下津毛の体育館の横の団地も何か洪水が起きているという話も聞いておりますので、そういう面も含めまして答弁をお願いします。

続きまして、防災無線の設置の必要はないかということで書いておりますが、要するに今回の大震災で、やはり連絡をするには、区長さんたちに電話で連絡しよつても、とても間に合うもんじゃないし、今、役場はサイレンがあるんですけども、このサイレンが上のほうとかは聞こえないという話があつているんですよ。だから、防災無線をつけるのは結構金がかかるとは思いますけれども、やっぱり将来的にはそういうふうな施設をつけないと、一斉に移動をさせるとかいうことはなかなかできないんじゃないかなと思いますので、ここに上げていますが、設置する気があるかどうかについてお尋ねをいたします。

続きまして、4番目の項目の、おたっしや館の運営についてということでお尋ねをしております。

おたっしや館に私も時々行くんですけども、ちょっと入館者が少なくて、中に来てある方が私にこの間言われたのが、自分一人でテレビを見るのはつらいということをおっしゃいました。やはりあの大きなテレビを一人でどんと構えて見るというのは、やっぱりそうかなとも思いましたけれども、おたっしや館については直接執行部としては関係ないけれども、補助金を出しておりますので、ちょっとお尋ねしているところですけども、今回、報道に

よりますと、ことしの夏は節電をしなけりゃいけないから、各家庭で冷房を入れると電気をいっぱい食いますので、役場とか、そういう公共施設を開放して、それとかデパートとかスーパーとか、そういうところに住民が集まって、団体に冷房の効果を享受しようというような報道があっておりました。ああ、なるほどなど私も思いまして、よかったらおたっしゃ館ですね、せっかく金を投じてつくったものですから、宝の持ち腐れと言ったら悪いかもしれませんが、そういう感じにならないように、入館料が大体1年でどのくらい入っているかわかりませんが、入館料を無料にして町民を呼び込むような形にされたらどうかかなというふうに思います。そこで、入館料は1年にどのくらい入っているかについて、ちょっと課長のほうから答弁をしていただきたいと思います。

続きまして、上峰町を活気ある町にするためにはということ、ここ数年は、それこそ新聞に、上峰町はもう非常に悪いイメージが書かれてきたと私は思っています。皆さんはいろいろ思われていると思いますけれども、私はそういうふう感じております。それで、ちゃんとした報道であればいいわけですが、内容が若干違ったほうで向いているような気もするわけです。悪いほうに悪いほうに報道されるというような形で、もう私は何かこれはちょっとおかしいなと思うことが結構ありました。

そこで、活気ある上峰町にする方法は何であろうかというふうに考えまして、お金がないわけですから、以前のように町民祭に10,000千円とか20,000千円も使うわけにはいきませんが、お金を使わなくてもいろいろなイベントはできると思います。そういうことをやっぱり各課長さんたちが、課長会のときにでも話し合いをしていただいて、アイデアをいっぱい出していただいて、安く上がる方法で、町民がやはり一堂に集まって楽しくできるようなイベントなんかをしていただければ、活気がどんどん出てくるんじゃないかなというふうに私はちょっと考えましたので、ここで質問させていただきました。

それで、各課長さんに1人ずつアイデアを出してもらおうかなと思いましたが、それはちょっと時間がかかりますので、そこまでは言いませんが、何か町長あたり、いいアイデアがあったら、今後の行政運営に取り入れていただければというふうに思います。

以上です。以上で要旨説明を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、予算編成についての第1の項、平成23年度予算において、給料報酬等を条例どおり予算措置されたが、3月定例会終了後、減額を申し出た方があったかどうかについて、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員のお尋ねでございます。予算編成について、平成23年度予算において3月定例会終了後、減額を申し出た者があったかという御質問でございますが、結論から申し上げますと、ございません。先ほど、さきの議会、予算編成の前の段階で、予算特別委員会の

中でのやりとりをお話しされました。振り返って、もう一度改めて考えてみました。私がなぜですね、その際申し上げたのは、各種団体においては、主体的に減額について提案されることについてのみ減額ということで応じていきたいというふうな御意見を述べさせていただいたと思いますが、なぜそういうことに至ったか、議員は新しく議会に入られたということで、お伝えをさせていただきたいと思います。

私、そもそもは公約に掲げておりました50%の給与のカットということで、この間いろいろ議論がある中で、主にいろんな指摘を受けた中で最も大きかった指摘は、ほかの団体等にも影響をするんだというような意見がございました。私自身は報酬削減を行うことで、安易に他の団体からも協力を得られるものだというふうに考えている向きがあったわけですが、実際はこれまで削減をしてきた経緯があったものの、その削減においては、単年度の歳入歳出で、歳入が足りないというような状況があつて初めて、これだけ足りないから、議会も各種団体も協力してくれというような格好で、減額をお願いしていたということで聞いておりました。

その際、いろいろ葛藤もあつたわけですが、実際議員の皆様初めいろんな団体の方とお話しする中で、自分の至らなさというものも理解したつもりでございます。そして同時に、削減においては、主体的に削減に応じてくれる団体にのみ削減に協力してもらおうという姿勢を自分なりに固めて、これまできたつもりでございます。

御承知のとおり、平成22年度の予算では、単年度赤字に転落するかもしれないかの予算編成を行いました。議員御承知のように、本町は複数年度予算ではございませんので、その次の年の予算を先食いするという事は、予算は単年度主義ですから、あつてはならないことでもありますし、加えて、年度開始前に議会の議決を経なければならないとされておるわけであり、これも当時、議会と連携しながら、国、県に要望を重ねてお願いし、御高配を賜つたという経緯がございました。

しかしながら、先般来、単年度赤字を回避できた時点から、厳しい財政状況であることは町の広報紙等をお願いしておりますが、主体的に削減を申し出る方は今現在存在しておりませんし、そういう呼びかけをすること自体が、私のこれまでの姿勢に反するのではないかという思いもございましたので、当然呼びかけも行っておりません。それが議会の皆様からすれば、この厳しい財政状況において、カラーを出せていないんじゃないかという御指摘はそのとおりかもしれません。よって、今後、今の財政状況を見ながら、もちろん単年度の予算が組める場合は除きますが、組めない場合が出てくることも、これから積み上がった財調を崩すことも予測されますし、歳入不足になる際には、私から積極的に呼びかけていきたいと思ひますし、もっと大胆にやれというお声がありましたら、そのお声はしっかり聞きながら対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

私はそういうふうにして、上峰町のためには私たちも協力しますよという方たちが出てくるのは楽しみにしていましたが、そういうことはなかったということです。今後予算を組むときは、今、はっきり言って、上峰町としては金がないというのははっきりわかっていることですから、なるだけ皆さんに御協力をお願いして予算編成をされたほうがいいんじゃないかというふうに私は思います。

この件については、これで結構でございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、第2番目の項、予算は1年間を想定して計上するものであって、補正ごとに計上するべきものではないのではという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

橋本議員の総括質問の中で、交通安全対策費のカーブミラー、それと防犯対策費の防犯灯の件が質問の中で出ましたので、私のほうから、この点につきまして御答弁させていただきます。

予算要求する立場といたしまして、私のほうから述べさせていただきますが、まず、カーブミラーについてでございますが、当初予算でシングル2基分の予算を獲得しておりました。ただ、その後、JAのほうから9基分寄附すると、そういうありがたいお話がございまして、5月の区長会で要望をとりましたところ、15基分の要望が出てまいりまして、それまでには5基分は既に要望がなされておりましたけれども、こちらのほうの予算の関係で、つけることができなかつた分がございましたので、その分JAのほうの寄附で充当しようということを思いました。

ただ、その後、今申し上げましたように、区長様方から要望等をとりましたところ、そのように多数が出てきましたので、今回、6月ということで、非常に中途半端な時期と申しますか、議員御指摘のとおり、予算は1年間を想定するものでありますけれども、今回、このような形で不足分の4基分を計上させていただいた次第でございます。

それとあと防犯灯でございますが、この件につきましては、今年度は新設がゼロということで、財政協議の中でなっております。ただ、1カ所設置する必要が出てまいりましたので、井手口でございますが、この件につきまして企画課のほうと予算折衝しましたところで、1基分の予算が獲得できたところでございます。

ちなみに、現在937基、町内には防犯灯がございまして、それで、電気料自体が3,000千円、修繕費は800千円ほどかかっておりますので、うちの町としては、他市町に比べれば、非常にそういう、安全な町づくりの観点からいいますと、充足されているんじゃないかと思うておりますが、まだまだ御要望とかがございますので、努力できる分は努力して、予算化には向けていきたいと、主管課のほうではそういうふうに思っているところでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今の答弁で内容的にはわかりますけれども、やはり安全な町づくりをするためには、ある程度の予算をやっぱり当初から入れておいて、執行ができるような形にしておかないと、やっぱり他町村も最初は、上峰は本当にやっぱり先駆者でよかったなと思っていたんですけども、最近よそに行ってみますと、どっこもうちのまねをしまして、余計明るくなったような感じがします。やはりそういうやつは住民の、大した金額じゃないと言ったら失礼になるかもわかりませんが、人件費等から比べれば、そんなに高いもんじゃないなというふうに思いますので、なるだけ住民の要望にはこたえていただいて、明るい町づくりに邁進していただきたいと思います。

それと、1つですね、私ちょっと今回よその人から言われたんですけども、あそこの三上の一番西側になります、吉野ヶ里町との境界ですけども、交差点の北側のほうは、家はないけれどもガードレールがずっとあります。南側は家いっぱいありますけど、ガードレールが全然ありません。何でだろうとと思っていますけれども、いかがですか。

○議長（大川隆城君）

執行部、答弁いかがですか。

○振興課長（江崎文男君）

はっきりした回答にはならないかと思いますが、町道下津毛三田川線の北のほうと南のほうということになりますけれども、基本的には北のほうについては防衛省のほうで道路改良した経緯がございます。その兼ね合いでのガードレールではないかなと思っておるところでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

北のほうは防衛省の拡幅のときに設置したんじゃないだろうかという、今答弁いただきましたが、南のほうはあそこの交差点で、車が川のほうに入った事例が何件もあるらしいんですよ。だから、やっぱり人が通るところにはある程度の防護さくは必要じゃないかなというふうに思いますので、予算に余裕ができれば、そういうところも検討していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

公民館長について。まず最初に、募集について執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

橋本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず一等最初にお断りしなくてはいけないんですが、吉富議員の御質問の際にもお答えさせていただきましたので、重複する部分が多々ありますが、御容赦ください。質問に応じて回答させていただきます。

募集につきましては、大変申しわけないことでございました。公募が基本であることは、今深く深く反省いたしているところでございます。大変手前勝手な意見ではございますけど、予算の計上時とあわせて、日数的にも非常に接近しておりましたので、今、現職していただいています江越館長につきましては、私自身も、私の文化協会時代だとか、いろんなときを通じて知っておりましたので、その分、江越館長を推薦した次第でございます。

推薦のことにつきましては、議員御承知のとおり、社教法で教育長の推薦ということにはなっておりますので、その点だけを頭の中に置いて推薦させていただきました。もっとその前に、やはり公募するべきだったということは、吉富議員の指摘も受けながらですが、深く反省いたしております。申しわけないことでございました。

1番についてはよろしゅうございませうか。（発言する者あり）それで、その結果、推薦をいたしましたので、早速3月30日から31日にかけて、現在の教育委員に電話で連絡をいたしまして、4月1日に臨時教育委員会を開きまして、最終的な決定をすることにいたしました。その時点でも、各教育委員は本人を存じておりましたので、今御指摘いただきました、通常の公募であれば、そのほか私どもの段階、教育委員会のところでも、例えば学童委員だとか放課後の担当者だとか、全部選考試験をしているんですが、江越館長につきましては、お互いが知悉しておりましたので、ペーパーテストはいたしておりません。申しわけないことです。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ずっと続けて、議員よろしいでしょうか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

3番目の任期でございますけど、既往の公民館長の歴代の任期を十分に勘案しまして、今回の館長につきましても2年というぐあいに確定させていただきました。現在のところ、23年4月1日から26年3月31日（104ページで訂正）までというぐあいに辞令を交付、職務権限については、御承知おきだと思いますけれども、これも社会教育法に準じて、町民の実生活に即した教養の向上、健康の管理、増進、それから情操の強化等を図るための行事の計画、立案を行わせております。

次に、5番目の風評被害でございますけど、大変申しわけないことでございますけど、私どものほうの委員会、あるいは所属の範囲内では、まだそのように耳に入っていなかったことを、大変ざんきにたえません。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

それでは、1項目ずつ追って質問させていただきます。

公募についてでございます。教育長は、予算措置からの時間が少なかったからできないと

というような御理由をおっしゃいましたけれども、3月の予算はそんなにいつまでもかかっていないと思うんですよ。それで、公募するいとまがないというのはあり得ないと思います。それは公募しようと思わなかったからしなかっただけであって、公募しようと思えば、確実に期間的にはできたと思います。

そして、館長本人を知っていたからとかという答弁もございましたけれども、文化協会の会長さんをされていたときに、元生涯学習課長であった現在の館長の評判は聞いていらっしやらなかったんですか。その時点で大変不評でございまして、私のところに引き取ってくれという町長からの命令がありました。彼が農業委員会におるときも、私のところに引き取ってくれという要望がありました。それで、会計のほうに彼は2回来ております。大変申しわけないですけども、教育長さんには見る目がなかったでしょうかね。ある程度役員さんたちに聞いてみてください、彼の評判を。どんなふうにおっしゃるか。教育長さんは、まだ全然聞かないとおっしゃいますから、教育委員会に来られる——なかなか、もう行きたくないとおっしゃっているから、そういう人は来られないかもわかりませんがね、一応聞いてみてください、評判を。とにかくいろいろと問題を醸し出した人です、はっきり言って。以前、産業商工課長のときもいろいろとありました。私も一緒に生活した職員のことを悪く言うのは余り気持ちはよくありませんけれども、実際そういうふうな態度をとる人でしたから、どうしようもないですね。

それから、やっぱり選考はちゃんと筆記試験か——筆記試験はしたくないなら、やっぱり面接とか、ある程度人となりをちゃんと見るあれがあるんじゃないですかね。そんなに何もせずに自由に入るとするのは、ちょっと私は納得できないと思います。今は会社を退職して仕事を求めている方がいっぱいいらっしゃるんですよ。そして、ハローワークとかに行きますと、私も同じやったんですけど、大体ガードマンの仕事か夜勤の仕事か、とにかく結構重労働ですよ。だから、もう60歳を過ぎてからは、なかなかそういうところには就職しても体力がもたない場合が多いわけですよ。だから、こういう館長の仕事なんていうのは、ある程度頭脳的な仕事ですので、町内にはいっぱいそういう方がいらっしゃると思うんですよ。公募すれば、今、就職難ですから、いっぱい募集があると思うんですよ。それなのにこういうふうな形で採用されるというのは、私は心外です。もう一回やり直してもらいたいくらいあります。

それから、任期ですけども、任期を書いてないとですよ、要するに1年以上経過して採用するなら、経費の負担がかかりますから、債務負担行為を起こす必要はないかお尋ねします。

それから、職務権限につきましてですけども、職務権限というのは、条例を見ますと、館長さんには町民センターの許可の関係がうたってあるみたいですね。そして、農業改善センターのほうですか、あつちは教育委員会が指示するようになっているようなので、そ

こら辺ははっきりとしておいてもらわないと、領域外まで権限を出される可能性がありますから、注意しとってください。

それと、風評被害もさっきも言いましたように、今、地震からこういうふうな言葉が出てきましたけれども、やはり町民が町民センターに出てきて、いろいろなことを学びたいというふうに思わせるようなシステムをつくらないといけないと思うですもんね。この間、広報紙の中に、婦人教育学級とか高齢者学級とか入っていましたが、あれ全部去年と同じものじゃないですか、ほとんど。館長が新しく来たら、どんなふうになるかなと私は興味持っていて見ていたけど、全然変わらないですね。館長を置いた意味全然ないじゃないですか、あれじゃ。大体館長さんって何の仕事をされているか、ちょっと教えてください。

以上です。

○議長（大川隆城君）

教育長、申しわけございません。先ほどの答弁の中で、任期が2年ということで、23年4月1日から26年3月30日というふうにおっしゃったと思いますが、それは間違いでしょう。訂正をお願いいたします。

○教育長（吉田 茂君）

橋本議員のお答えをさせていただきます。

その前に、議長から御指摘をいただきましたとおり、任期につきましては2年としておりますので、25年の3月31日でございます。失礼いたしました。

いろいろ産業商工課とか、そういったときの課長の態度のことを御指摘いただきましたので、それは大変私の不勉強で恐縮でございました。私は北部保育所の所長をされていたときに、私も文化協会をお世話させていただいております、そのとき一緒に文化祭などをやった記憶がありましたので、そのときの印象が私には強く残っておりますので、その点を評価した次第でございます。

次に、面接のことにつきましては、面談はいたしました。そして、これからやってもらうということでしっかり確認をいたしました。

それから、今度出しました広報紙に中入れしました行事につきましては、若干担当者の試みもありまして、新しい館長の意気込みが見えないということを御指摘いただきましたので、その点は深く反省します。スケジュールにつきましては、指導者がかわったり、そういったことにつきましては各部につきましては確認をして冊子をつくった次第でございます。新しくというのは、ふれあい友遊かみみねとか、そういったことを出しておる程度でございます。

以上です。

○生涯学習課長（川原源弘君）

橋本議員の質問の中で、まず、採用されて2カ年継続ということであれば債務負担行為というお話がございました。それとあと部屋の決裁権限ですね、それについての御答弁を差し

上げます。

2カ年継続ということであれば、基本的には債務負担行為で、その方の身分を保障するという意味合いにおいては、債務負担行為が適切かというふうに存じます。この行為をやっていたということにつきましては、深くおわび申し上げます。（7月13日臨時会で「任用行為そのものは債務を負担する行為には該当しないので、予算上債務負担行為として定める必要はないものと存じます」に訂正あり）

あと権限につきましては、確かに言われましたように、公民館の条例においては、この部屋におきましては、ホール、控室、視聴覚室、児童室、図書室兼会議室とギャラリーの管理ということになっておりますので、現状としては、御指摘のように農村改善センターまで含めたところの決裁権限を与えておりました。これにつきましても早急に訂正していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

2カ年間ということを重視する必要はないと思います。1年間様子を見てみてください。そして、成績がよかったら2年使ってみたらいかがですか、私はそう思います。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、先に進ませていただきます。

安全安心な町づくり、まず第1、原子力発電に対する交付金要請について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3番議員の御質問でございますが、安心安全な町づくりということで、原子力発電に対する交付金要請ということでございます。

議員御承知のように、福島原発20キロから30キロ圏内にある地域、E P Zということで範囲の拡大を国に設けるように要望されている中、先般、佐賀県においても市町と防災の意見交換会ということで集まりがありまして、九電の担当者が見えられまして、3月30日、国からの指示を受けての九州電力の安全対策について御説明をされました。

この間、私も3度この九電からの説明を受けたわけでございますが、先ほど直線距離でどれぐらいなのかということも含めて申しますと、上峰町まで玄海原子力発電所より直線距離で57キロメートルということで、これは九州電力に確認をしております。だからといって安心であるわけではありませんで、防災意見交換会においても、原子力防災会議というものを実行したらどうかという意見もあったり、県の担当のほうでは、地域防災の再検証をされるという旨の御発言もございました。ある市長さんからすれば、観測点については25カ所にて

計測をしているということですが、県内自治体への観測器の配置を行ったかどうかということも申されておられました。そういう今現在いろんな意見交換会をやっている最中であるというふうに御理解いただければと思います。

原子力発電に対する交付金要請ということで、確かに玄海原発、議員御承知でございますし、私もいただきましたけれども、財政調整基金が約130億円という潤沢な財政状況で町政運営をされているということでございます。国からも、そして県を通しての交付金があると、岸本町長からも先般教えていただきましたけれども、当町としましては、後で担当課長が申し上げますけれども、そうした交付金はないというふうに理解をしております。

そうした中で、今後、防災会議において財政的な面での意見というのも上がってくるかと予想しておりますし、佐賀県は玄海原発を抱えている町村として、このままでいいのかという議論は当然起こってくる話だろうと思っておりますし、私も議員の意見を反映して、そうした発言をしていこうというふうに考えて、内部でしっかり協議をしながら、これについては対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

原発の件でございますけれども、やっぱり今回起きました津波や地震、それ以外に、やはり今アメリカが大変苦慮していますテロ行為、要するに日本とアメリカは友好関係にありますから、やはり標的になるのは当然考えておかなければいけないんじゃないかというふうにも思います。それから、北朝鮮のほうも脅威を持っておりますので、原子力関係の機器を持っておりますので、それからの攻撃に向けての対応、それから中国もそういう関係でございますので、やはり津波や地震だけじゃなくて、ほかの案件もあることですから、それに対する準備というものは、今からは町民挙げて真剣に考えるべきことじゃないかなというふうに私は思います。

それで、県のほうに、多分私がさっき言いましたように、今、原発が2基点検をやっている関係で、それを許可しないと、今年度中に19億円ほどエネルギー税が入らないそうでございますので、あそこは4基ありますかね、全体にして燃料税だけでそれぐらいあるんですから、ほかにも多分あると思います。いろいろ核燃料の再利用関係もあるので、県のほうとしては、いっぱい金が入ってきていると思いますので、やはりこういうふうに広域になってきたからには、県に対してもある程度の助成を県内の町市に対して配分をするべきじゃないかと私は思いますので、そういうことについては、町長も真剣に研さんされて、意見を申し上げてもらいたいと思います。さっき申し上げるといふような形でおっしゃっていただきましたので、言ってもらえると思いますけれども、うちのように、やっぱり財政が厳しいところで防災無線とかをつけるとすれば、結構金がかかるんですね。そういうのをやっぱり考慮してでも、要望できる分については要望していかなければいけないんじゃないかなと私は思いますので、

今後そういう集まりがあったときなんかについては、意見を述べてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みますけれども、3番議員、2番目と3番目は関連がありますので、一緒によろしくございましょうか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

それでは、②道路管理について及び③団地内の洪水の解消について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうから、まず、道路管理についてということの質疑についてお答えいたします。

県道中原三瀬線の堤地区ののり面工事の件なんですけれども、あの工事につきましては県のほうの工事で行っております。といいますのは、あの中原三瀬線をつくるときに、要するに、境界が多分あそこののりについては、上が境界になっているかと思えます。そういう中で、道路管理者の責任において工事をやっているかと思えます。ただ、その反対側の西側については、実際言うと、のりは民地になっております。そこら辺については、道路をつくるときに、買収のときに、要はどこを境界にするのか、でき上がりがどこに境界をするのかになっているかと思うんですけど、基本的には道路をつくるときには、のりが高くあったときには、のり上境界、下がったときにはのり下境界という中で道路のつくり方を基本的にはやるかと思えます。よって、あくまでも堤地区については、東側についてはのり上境界という形での道路管理者の仕事だと思えます。

続きまして、中原運動公園までの道路についての管理費の、ポートピア等に要求できないかというお話なんですけれども、町道といたしましての位置づけからいたしますと、特定なところでの請求というのは、非常に難しいのではないかなということでは考えております。

それと、3番目なんですけれども、坊所御陵線の県道北茂安三田川線の交差点についてなんですけれども、御存じのとおり、今現在隣接する運送会社がありまして、そこが、そのもともとの地権者の土地を買収していると聞いております。今現在見ますと、その従業員の駐車場等になっておりますけれども、もともとあそこにつきましては、県のほうで買う用地が計画上まだ残っております。ただ、今の現状としては、県のほうもあそこの交差点改良については、もう事業としてはしないという結論に至っているようです。しかしながら、先ほど橋本議員さんの指摘のとおり、上峰町分で買った部分がございますので、これについては財産管理という形においても、再度境界立会をきちっとして、財産という形で境界ぐいを打つか、縁石等を並べるのか、そこら辺は今後相手様と協議といいますか、進めていきたいと思っております。

続きまして、団地内の洪水対策等なんですけれども、現在、雨水排水施設等については処理できない施設計画以上の、要するにゲリラ豪雨ということで、近年増加をしているところ

でございます。議員指摘のとおり、団地内の洪水対策等でございますけれども、まず、上峰町といたしましては、下津毛地区の旧南住宅から下津毛団地内、または切通地区においては、現在のひよこ保育園の南側にあります団地の排水計画については、もともと工事計画がありまして行っていたところでございますけれども、平成16年をもって、ちょっと財政困窮という形で非常に工事が難しくなって、とまっている状態でございます。そういうふうな団地内においては、今後は財政を見ながら、せめて年に1本でも進めていきたいと思っているところでございます。

また、指摘ございました中の尾団地につきましてでございますけれども、この団地につきましては、国道34号線からの雨水が団地内に入ってきてまして、34号線から次の交差点より東のほうへの町道へ流れ込んで、東のほうの道路等が浸水被害が出ているのが現状でございます。これにつきましては、地元から要請があつて、何回か私たちも見に行った覚えがありますけれども、そこによって団地内の排水施設等の調査をまず行って、浸水被害の状況をきちんと把握していきたいと思っております。まずもっては、国道からの雨水が東側の町道へ行かないような対策を今後していきたいと思っておりますのでございます。

また、中学校西側の宅地造成等への洪水対策でございますけれども、これにつきましては、昨年、一昨年ぐらいから議会でも取り上げた件でございます。今回も同じ答弁になるかと思っておりますけれども、まずもっては上流にあります外記のため池を調整池かわりに行っていきたいと思っております。去年あたりから地元の下津毛地区とも梅雨前には協議を行つて、幾らかでも水位を下げてもらおうというような協議を行っているところでございます。

私のほうからは以上です。

○3番（橋本重雄君）

それでは、私のほうからお願いをしたいと思えます。

一番最初の県道の件につきましては、のり上、のり下の関係でそういうふうな取り扱いをされているというようなことで、了解いたしました。

それから、中原運動公園に行く道路ですね、これにつきましてもウエルビジョンさんには言いにくいなら、みやき町にお願いしたらいかがでしょうか。あそこは公園のためにつくった道路ですので、それができなければ、ちょっと通行してもらうのをやめてもらうか、そういうふうな方法もあるかと思えますけど、そこはなかなか無理かと思えますので、みやき町さんには結構お金が行っているんじゃないですかね。私、時々最近あそこに行くんですけど、お客さん結構多いようですから、売り上げはまあまあ上がっていると思えますよ。

それから、要するに土地取得でしっかり握っている土地の件ですけれども、それはもう本当にやはりうちの分はちゃんと主張しておかないと、あとはもうどんどんどんどん進入してくるから、簡単な工法でいいから、そういう取り扱いをしてください。

それから団地内の洪水については、そういうふうで皆さん困っていらっしゃいますので、

少しでも解消できるように努力をしてください。

もう時間もありませんので、次に行きます。どうぞ。

○議長（大川隆城君）

では、次に進みます。

防災無線の設置の必要性はないかということで、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

防災無線についてでございますが、国、県と役場を結ぶまでは整備ができております。ただ、役場と各地区を結ぶことが今後の課題となっております。平成23年2月に設置いたしましたJ-ALERT、瞬時警報システム、この機器から、3月11日に直ちに東日本の地震警報が入りました。しかしながら、現在そのような緊急情報を各地区へ瞬時にお知らせする手段というのはございません。よって、整備していかなければなりませんけれども、御存じのとおり、多額の費用がかかります。よって、財政状況をにらんだところで計画していくことになろうということに思っております。

ちなみに、近隣町のことでございますが、吉野ヶ里町につきましては平成22年度に整備しておりまして、事業費は270,000千円でございます。防衛施設周辺民生安定化施設整備事業で75%の補助ですが、単費として67,000千円ほど経費がかかります。みやき町はうちと同様に今後の課題ということでございまして、あと、基山町が平成19年度に45,000千円程度で整備しております。これは総務省の起債事業で、防災対策基盤整備事業で90%起債充当ということで、10%の分は町費が必要でございますが、ただ、議員各位も御承知のとおり、今は起債を借りなくて、極力借りないところで借金を返済しようとして、そういうことでしておりますので、今後こういった施設については、当然ながら整備しなきゃいけないものでございますが、しばらくの間は財政状況をにらんだところになろうかと思っております。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

防災無線につきましては、吉野ヶ里町が防衛省の補助をもらってつくったということでございますし、上峰町も防衛省の補助は対象になると思いますので、あとの補助残を、先ほど申しましたように、原発の関係でもらえばできるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

もらえるかというのを私がちょっと判断できるものでもございませんが、そういうふうになればいいなと私も思います。

それで、そういう仕組みが、交付金が県に来たものが市町のほうに配分されるような、そういう仕組みができればいいと思うんですけれども、恐らく県のほうとしては、いろいろ、警報装置というか、原発のカウンターとか、そういったものを各市町のほうにつくって、交

付金はそういう財源として回すんじゃないかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

お諮りいたします。本日の会議時間は一般質問の都合によって延長をしたいと思います。皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

それでは、次に進みます。

おたっしや館の運営について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本議員のお尋ねでございます、おたっしや館の運営についてということでございますが、入館者が非常に少なく、宝の持ち腐れの状態を何とかする必要があると思うがというお尋ねでございます。

議員御質問の、入館者が少ないという御指摘ですが、実数で申し上げますと、平成22年度の入館者は1万6,863人、平成21年度が1万7,021人ですから、平成22年度は前年比で0.9%の減少となっております。ただ、平成22年度は月に1日、ボイラー点検日を設けておりますので、年間の営業日を12日間少なくしておりますので、実質の入館者は減少とは言い切れないことを御理解いただきたいと思います。

しかし、議員が御心配される状況にあることの認識は重々心得ております。私は社会福祉協議会の会長も仰せつかっておりますので、社協職員の諸君には、常におたっしや館の交流人口をふやすための方策を考えるよう指示をし、また、時間が許せば、職員たちとその方策の議論も行っております。さらには、他力ではなく自力でサービス施設としての供用の目的を自覚し、知恵を出し合って接客に当たるよう伝え続けております。

おたっしや館は供用開始後、本年11月で10年の区切りを迎えます。町民の皆様に福祉センターとして、憩い、交流できる場所として十二分に活用していただけるよう、努力を重ねてまいり所存でございます。

本年度におきましては、若いお母さん方が子供連れで来られております子育てランド、これは毎週木曜日に、保育士や子育て支援スタッフの協力を得て、レクリエーションやお誕生会などを実施し、母親同士の子育てに関するコミュニケーションを深めて役立てていただくのが目的でありまして、年間に2,000人強の方が利用されております。この輪を今後さらに広げていこうと考えておりまして、高齢者のみならず、若年層の方にもおたっしや館を利用していただく努力を重ねてまいりたいと思います。

また、毎月定例的に実施しております囲碁コーナーの開設や、囲碁大会もさらに充実を図

っていく所存でございます。

また、さらには8月に開催いたします夏祭りや12月の地域歳末もちつき交流会の今以上のPRはもちろんです、町民が集まられるときには、町内の農産物、生産物や地域住民の方の服や置物などの即売会などの実施も現在検討しているところでございます。

最後になりますけど、おたっしゃ館の隣に位置します町の中央公園グラウンドを利用されるスポーツ団体などの吸引方法についても、事前に利用団体の把握を、法に触れない程度にやりながら、食事の質の向上も図りつつ、その利用やおふろの利用にもつなげていくことも実施していきたいと考えておりまして、これは先般の社協の理事会においても議論があったわけでございます。

いろいろ申しましたけれども、議員並びに町民の皆様の御心配も、なるべく努力してまいりますので、ともにPRの御協力方よろしくお願い申し上げます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

橋本議員の質問の中の、年間の入館料はということで答弁をさせていただきます。

平成22年度、この分につきまして、町内が利用者数が6,342名ありました。その利用料が1,261,800円、それから町外の利用者数が1,865人、利用料が577,700円です。先ほど町長申されました総人数というのが、食事来館者を含めました総人数が1万6,863名です。22年度の利用料の合計が1,839,500円になっております。

以上で答弁を終わります。

○3番（橋本重雄君）

このおたっしゃ館につきましては、町内の老人福祉を目的に、B&Gの補助をいただいitつくれたわけですがけれども、やっぱり入場料が要るといって、どうしてもそこに来るのに抵抗があられる方も結構いらっしゃるみたいで、今、課長からの報告によりますと、平成22年度ですけれども、1,839,500円が入館料として入っているということです。それで、中央公園のほうに野球とかソフトボールとかして、ほかのサッカーとかいろいろな競技をされて、汗をかいた状態になられると思うので、そういう人たちがやはりシャワーを浴びるとか、おふろに入るとかして、食事をしていただいて帰っていただくと、食事のメニューをしっかりと、今はちょっと自動販売機がありますけれども、メニューはいっぱいあるんですけれども、実際つくっているメニューというのはもうわずかしかないですよ。だから、そういうのはちゃんと整備をするようにして、幾らでもとにかく多く入館されるようなシステムをつくらないことには、やはりもったいない施設じゃないかなと思います。

それで、先ほども言いましたけれども、やっぱりことしの夏は特に節電をしなければいけないので、老人の方たちが家におるよりも、バスも回しておりますので、おたっしゃ館に来ていろいろな人と話をしたり、いろいろなことに興味を持っていただいて、ずっと利用を続けていただけるようなシステムをつくっていったほうがいいんじゃないかなというふうに私

考えております。

それで、何でも同じですけども、やる気を職員が起こさないと、事は動かないです。やはり今度、事務局長も嘱託から正規職員になられたということでございますので、私も期待しておりますけれども、やっぱり多くの方がこの施設を利用してよかったと言って帰ってもらうのが一番理想です。

ところで、私この前、小郡市の保健センターのほうに行ったんですけども、そこはもう入館者がすごく多いです。入場料は要りません。おふろに入る人だけがお金を幾らか払うようになっていました。休憩所も、うちのおたっしや館に比べたら、随分広い休憩所があって、ほかの文化サークルみたいな部屋もあって、非常に活気があって、ああ、こんなにやっぱり人が来るんだなというふうに思いました。やはりそういう先進地をある程度参考にして、取り入れていただくような形でされたらどうかなと思いますけれども、最後に町長の意見をお伺いして、終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本議員から、今るる御提案をいただきました。今、社会福祉協議会、おたっしや館初め補助金を拠出しております。その中で、何とか運営ができていくという状況であることは皆さん御承知のとおりだと思います。その中で、入館料を取らずに運営するということができるのか、これはしっかり局長初めスタッフの皆さんと協議をしながら、議員の御提案もあったということで検討させていただきたいと思っております。

また、節電の必要があるので、冷房の享受を受けることができるのかも含めて、局長と共しながら、そういう集う場所にしながら、かつ、財政的にも成り立っていくおたっしや館ができれば、すぐ実行していきたいと思っておりますので、今後とも御指摘をいただけたらと思っております。

以上です。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

じゃ、次に進みます。

上峰町を元気ある町にするために、イベント等の開催はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうから、橋本議員の質疑のイベント等の開催ということで答弁申し上げます。

イベントと申し上げますと、本町においても産業祭、町民祭、役場駐車場で行ってました盆踊り、または鎮西山でのさくら祭り、桜のライトアップ等がございまして、今現在は上峰町の後援といたしまして、イオンのほうで8月にサマーフェスタを開催しているところでございます。これにつきましては、町といたしまして舞台の設営、撤去等のお手伝いを行っているところでございます。間もなく、ことしについても担当者と協議を行っていく予定で

ございます。

しかしながら、隣接の町を見てみますと、今も多くのイベントが行われております。ただ、隣接町のイベント等を調査して見ますと、なかなか町自体でのイベントが少なく、やっぱりそこには地元のNPO法人や各種団体への補助といったような予算がつけられているのが現状でございます。

しかしながら、財政的に非常に困窮しております私たちの町においては、なかなかこのようなイベント的な予算が見出せないところがございますので、議員指摘のように、うちでできる範囲の中で、役場内外でのそのようなアイデアあたりを今からは募っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

やっぱり活気ある町にしないと、上峰町もうかわいそうですよ。だから、私が役場に以前勤めていたときは、佐賀県でも所得番付1番とかの時代もありまして、大変裕福で、もうやれやれどんでんやっただけの時代もあったわけですけども、今はそういう時代でもございませんので、なるべく金をかけないで知恵を出して、いろいろなことをやっていただければなと思います。

以上です。終わります。

○議長（大川隆城君）

以上で3番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後5時5分 散会